

参議院内閣委員会議録 第十六号

(二二三)

第五十五回

昭和四十二年六月十三日(火曜日)

午前十時五十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

豊田 雅孝君

北村

稻葉

八田

源田

柴田

船田

森

三木

伊藤

中沢

伊藤

山本

森

伊藤

中村

前川

鬼木

多田

伊藤

英男

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

ますと、今後も努力をしなければならぬ事柄だと思いますので、一そく御指導をいただきまして、

今後一そく努力いたすつもりでございます。

○前川旦君 ただいま大臣のお話から伺いますと

ですね。四地方局がこれは理想である、しかし、

これは折衝する相手もあることであるから、理想

はこう言つたけれども、許される範囲でとりあえ

ずスタートする、こういうふうに聞こえたと思ひ

ますが、それでは将来の問題として、やはりこの

四地方局というものをこの二つでやめるのではないか

う、そういうこれから問題としてそういう姿勢

であるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(大橋武夫君) 運輸省並びに航空当局

といたしましては最初に要求いたしました東京、

大阪のほか、福岡、札幌を加えますことが依然と

して願いございます。

○前川旦君 それでは、いまの二つの地方局の問

題にしほって少しこまかく伺いたいと思ひます

が、ただいま大臣から本省に企画部門を集中し

て、実施部門は下へおろすのだという話をござい

ましたが、具体的に航空関係の企画部門といふのは

一体どういうのをさしておられますか。

○政府委員(澤雄次君) 航空局の企画部門と申し

ますのは、長期的な航空政策の決定の問題もちろ

んでござりますが、飛行場、それから安全施設、

乗員養成等につきましてそれぞれの長期的な計画

を立てまして、それを予算化していくということが

一番大きな大事な企画面のことであると思ひます。

それからさらに制度的なもの、たとえば航空機の検

査という事務は検査官が実際の飛行機の検査をす

ることでござりますが、どういう基準で検査をするかといふようなそういう制度的なもの、これを

しっかりと確立して、これは検査だけでなく、すべての安全面につきましてマニュアルの、一定の取り扱い基準というものをつくって安全を確保していく、ということが本省の航空局の一番大事なことである、こう思つております。

○前川旦君 今まで全部やつておきましたのを企画部門を中心とした方々をして、本省に集中してあとは地方局へ落とすということになれば、主として技術系を中心とした方々を大幅度に動かすということになるのじやないかと思ひます。それが、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(澤雄次君) 必ずしも技術系でございませんで、本省でやつておりまして地方に落としたいといふ面はいろいろございますが、技術系で申しますと、飛行場のたとえば工事の完成検査であるとか飛行場の供用を開始しますときの検査であるとか、それから土木工事の仕事、そういうことでございますが、事務系では全国の飛行場の全部の経理、補給事務を本省でやつております。こういう経理、補給事務を地方航空局へ落としたい、このように考えております。

○前川旦君 ただいまのお話を伺つても、委譲する仕事の内容というのは多分に技術的な内容が多いように思いますし、それから大体普通の常識として企画部門は事務系統の方が大体担当して、現場というものは、これは特に飛行機関係は技術系の方が中心になるということであると思ひますが、常識的に考えてどうしても事務職系統の出身の方が主として企画のほうを担当して技術系が現場というような、やはりそうなつていく可能性があるのじやないか。そうなれば現場と企画系統との間のパイプというものが、いまは技術系もずっと本省におりますからかなりいいと思ひますが、その点でパイプがやや詰まつてくる、スムーズにいかないといふような、常識的に考えてそういう心配がされるわけなんですが、この点どうお考えですか。

○政府委員(澤雄次君) 先ほど申し上げましたように、政策的なものと申しましても、技術部系統の内容でござりますけれども、いわゆる五等級以上の役付といふものとそれから普通のいわゆる手足となつて働くその係の方との比率は一体どうなつてありますか。

○前川旦君 もちろん私が申し上げておりますのは、事務系の方ばかりで固めて技術者が全部下へ出るのだ、こういふことは常識ではあり得ませんから、当然技術関係の方も本省へ残るでしょうけれども、しかし、從来に比べてやはりその度合いと比べていかれますね。普通はいわゆるエリー・トコースに乗つてかわつていかれる、技術系の方は比較的かわらないといふ、これは一般論だと思ひます。そういう意味でやはり企画部門が主として技術系で占められて、しかも二年か三年で次々にポストがかわつていく、こういうことになればやはり現場の問題が企画部門に十分に反映するかどうかといふことを、これは非常に阻害になるのじゃないかということをおそれでいるわけです。その点でもう一度ひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(澤雄次君) それで地方航空局を設置しますことは非常に重大な仕事でござりますの

で、局内に地方航空局の設置準備委員会といふものを作りまして、これは局内の全部の課長を委員にいたしまして、ただいま慎重に準備を進めておりまして、先生御指摘になりましたような弊害の起らぬないように気をつけてやってまいりたいと思つております。

○前川旦君 それではもう一つお尋ねいたしますが、この地方航空局設置に伴う定員の増、これは何人でしたか。

○政府委員(澤雄次君) それで百六名でございます。

○前川旦君 それではその百六名の新規の定員増の内容でござりますけれども、いわゆる五等級以上の役付といふものとそれから普通のいわゆる手足となつて働くその係の方との比率は一体どうなつてありますか。

○政府委員(澤雄次君) ちょうどただいまの資料の内容でござりますので、暫時御猶予いただきたいと思います。

○前川旦君 私のほうの調査では百六人の地方局のうち、これに四人プラスされますから計百十名になるわけです。この百十名のうち五等級以上の役付が六十二名で普通の係員が四十八名、こういう私の方の調べでは出でておりますが、大体そういうことで間違ひありませんか。

○政府委員(澤雄次君) ただいま資料あれました。大体先生のおっしゃるような数字でございます。

○前川旦君 普通常識として新規採用する新規定員増という場合ですね、役付とそれから普通の役付でないわば実践をする方との割合といふのは、普通の官庁の割合からいっても、やはり役付よりも役付でない実際にはどうが多いというのがこれはもう普通常識だらうと思うのです。常識から考えてちょっとこの比率がおかしいと思ひますので、その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(澤雄次君) たまたま資料あれました。大体先生のおっしゃるような数字でございます。

○前川旦君 お尋ねいたしておりますの、その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(澤雄次君) たまたま資料あれました。大体先生のおっしゃるような数字でございます。

○前川旦君 それで、常識から考えてちょっとこの比率がおかしいと思ひますので、その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(澤雄次君) たまたま資料あれました。大体先生のおっしゃるような数字でございます。

○前川旦君 それではついでにお尋ねいたしておきますが、東京地方局それから大阪地方局が発足をいたしましたときの新しい定員増の割合です。いま調べておりますのでお待ちいただきたい。

○前川旦君 それではついでにお尋ねいたしておきますが、東京地方局それから大阪地方局が発足をいたしましたときの新しい定員増の割合です。

○政府委員(澤雄次君) ちょっと係長までの定数をただいま持つておりませんが、この地方航空局の職員は課が八つでございます。それからその上に局長、次長ございますので、課と申しますか、課長相当官が八つでございます。それに局長、次長がつきますので十名でございます。それで総数は東京地方航空局が百四十八名、大阪が百四十二名を予定いたしております。課長以上が十名でございます。

○前川旦君 私は課長以上のことを聞いたのじゃ

ありませんで、いわゆる役付の数を聞いたわけ

です。私がちょっと調べてみましたところが、東京

の地方局の場合に役付が七十四人に対しても役付で

ない係員が七十四名、大阪の場合役付のほうが

多くて七十三名、ところが、係員は六十九名、私

の調査の結果、そういう数字が出ているわけで

す。大体五等級以上の役付といふことで、課長と

いう意味ではありませんが、大体そういうことだ

らうと思いますが、いかがですか。

○政府委員(澤雄次君) ちょっといま五等級以上

の数字を計算いたしておますが、大体先生の

おつしやった数字に近いものだと思います。

○前川旦君 東京地方局、それから大阪地方局、

これは実施部門ですから下へおろす、こういうお

話でしたね。実施部門ということになれば、通常

の常識から言うと、やはり役付よりも実際に動く

係員のほうが、比率から言って多いのが、どこで

もそういう実態だらうと思うのです、実際に仕事

をやっているところですから。ところが、この内

容を見ますと、実際に仕事をやるいわゆる係員の

比率はあまりにも少な過ぎるということが非常に

指摘されると思います。このことは業務に対する

支障を来たすのではないかというふうに私は思

います。そこで、一つは、業務に一体どういう支障

を来たすか、あるいは来たしないでおやりになる

自信があるのかどうかということ、一体どうし

てこういうことになつたのかということ、その二

つをお伺いいたします。

○政府委員(澤雄次君) ちょっと係長までの定数

をただいま持つておりませんが、この地方航空局

の職員は課が八つでございます。それからその上

に局長、次長ございますので、課と申しますか、

課長相当官が八つでございます。それに局長、次

長がつきますので十名でございます。それで総数

は東京地方航空局が百四十八名、大阪が百四十二

名を予定いたしております。課長以上が十名でござ

ります。

○前川旦君 航空局長の御答弁ですけれども、そ

れは実際とは違つて、ほんとうは当初の人員要求

を結局は削られたわけなんです。削られた残り、そ

ういう名前ではございますが、第一線で働いている

というののが実情でございます。

○前川旦君 航空局長はやつていただけるとおっしゃいま

す。それが将来のことですから断言できません

が、それで、係長と申しましても、係長にし

りますので、係長一名、係員一名というような係

が実際問題として非常に多くなつてゐるわけでござ

ります。それで、係長と申しましても、係長とし

くらうわけございますので、十分やつていいける、

という名前ではございますが、第一線で働いている

というののが実情でございます。

○前川旦君 非常に内情にお詳しいの

であります。それで、何のために地方局をつくったのかわから

んどうじやないですか。それはどうですか。

○政府委員(澤雄次君) 非常に内情がござります。

○前川旦君 それから、ただいま調べました東京、大阪両航

空局は二百九十名でございますが、このうち係長

以上は百十二名でございます。

○前川旦君 そこで、やはりさつきの疑問が残り

ます。それが、係長なんて言うても、これは現場の係員

と同じで、飛び回るのだといふ話でしたけれども、

も、それはそうおっしゃるけれども、実際になる

と、必ずしもそうじやなからうと思います。そ

ういう意味でやはり人数が削られたことと相まつ

て、従来よりも、労働過重ということが当たりま

すが、非常に仕事がふえて、業務に対する支障と

いうものが、その辺からやはり出てくるのじやな

いかということを心配しますので、その辺をお答

え願いたいと思います。

○政府委員(澤雄次君) 地方航空局の仕事は、御

承知のように、現場事務と申しましても、第一線

の現場事務は、従来の保安事務所——今度は空

港事務所と名前を変えますが、ここでやりまし

た現場の、何と申しますか、監督事務と申します

か、中央の事務を地方航空局に移しますが、この

ような構成、二百九十名中係長以上が百十二名、

このようないくつかの構成でも、大体本省の事務を落としてお

りますので、係長一名、係員一名といふような係

が実際問題として非常に多くなつてゐるわけでござ

ります。それで、係長と申しましても、係長とし

くらうわけございますので、十分やつていいける、

という名前ではございますが、第一線で働いている

というののが実情でございます。

○前川旦君 特にいま勤務している土地を離れて

転任する場合に、これはいま住んでいるところに

生活の根がしつかりすわつてある方もたくさんい

らつてしまつてゐると思いますので、それはよほど慎重に

していただきたいと思います。いやしくも生活権

をおびやかすようなことのないように十分な配慮

をしていただきたい、このように思います。

○前川旦君 特にいま勤務している土地を離れて

転任する場合に、これはいま住んでいるところに

生活の根がしつかりすわつてある方もたくさんい

らつてしまつてゐると思いますので、それはよほど慎重に

していただきたいと思います。いやしくも生活権

をおびやかすようなことのないように十分な配慮

をしていただきたい、このように思います。

○前川旦君 ここでの地方航空局の実施は十月一日で

あります。これで、この原案はこの六月一日

からということになつておつて、この分だけ十月

一日になつておつてるのは、その辺のところをやはり

勘案された上でのことなんでしょうか。

そこで、ちょっとついでにお尋ねしておきま

す。この二百九十人に及ぶ地方航空局の職員、こ

れに対して新たに宿舎は一体幾らプラスされまし

たか。官舎は幾らプラスされましたか。

○政府委員(澤雄次君) ただいままでに確保いた

しました宿舎は二十四でございます。これは二百

九十名と申しましても、もう現在東京なり大阪に

おる人もずいぶんござりますので、二十四でござ

りますが、今後航空局を現実に設置するまでにま

だ宿舎の確保に努力を続けてまいりたいと思いま

す。

○前川旦君 局長はやつていただけるとおっしゃいま

す。これが将来のことですから断言できません

が、それで、係長と申しましても、係長とし

くらうわけございますので、十分やつていいける、

このように思つております。

○前川旦君 局長はやつていただけるとおっしゃいま

す。これが将来のことですから断言できません

が、それで、係長と申しましても、係長とし

くらうわけございますので、十分やつていいける、

このように思つております。

○前川旦君 ここでの地方航空局の実施は十月一日で

あります。これで、この原案はこの六月一日

からということになつておつて、この分だけ十月

一日になつておつてのは、その辺のところをやはり

勘案された上でのことなんでしょうか。

○政府委員(澤雄次君) 現実に庁舎を建てまして、それから宿舎を手配いたしますために十月一日という日にちをお願いしたわけでございます。

○前川旦君 これに伴う新しい新規採用がだいぶござりますね。彼らをすぐそのまま現場に配置できるわけではないと思います。それをやらないと、実際のが必要だと思います。それをやらないと、実際の訓練期間というものに対する配慮もこの十月一日の中には入っているのでしょうか。

○政府委員(澤雄次君) 新規採用の人は大体七月と九月に分けて採用をしてまいりたいと思っております。新規採用職員のうち、事務系を除きましては、それぞれ御指摘のように訓練が要ります。

○前川旦君 それで、高度の研修を要するもの、たとえば、管制官等は六ヵ月から一年の訓練を実施いたしますので、それは現在訓練中の——羽田において訓練いたしますので、それの人間と入れかえをやりまして補充してまいりたいと思います。ただ、十月一日施行となつておりますが、十月一日にそれではこの二百九十名の定員が全部一ときにおさまるかと申しますと、これはやはり時間をかけて無理のないよう機構を整備してまいりたい、このように考えております。

○前川旦君 それでは、いまのはけつこうですから、いまお話を出ました航空管制官、それから航空管制通信官について若干お尋ねしますが、この勤務内容といふもの、これは事故がたくさんありましたあとでテレビでもずいぶん放送されましたし、新聞にもずいぶん出ましたが、その内容といふのは、非常に労働密度が高いということが問題になつておりました。特に労働密度が非常に高く、短時間の間にいろいろな仕事をやらなきゃならない、非常に鋭い頭の回転も要求されること非常に高い、これは一般的に言われていることなんですね。そうなると、この管制官なり通信官なりの疲労という問題がやはり航空事故というものとつながつてくる危険性が、私はこれは常識的に

言つてあると思うんです。そういう意味で、これは特殊な勤務として、労働時間の短縮というものが必要な勤務だと思います。それをやらないと、実際に行つても仕事はできませんね。そういう訓練期間というものに対する配慮もこの十月一日の中には入つてゐるのでしょうか。

○前川旦君 これに伴う新しい新規採用がだいぶござりますね。彼らをすぐそのまま現場に配置できるわけではないと思います。それをやらないと、実際の訓練期間といふものに対する配慮もこの十月一日の中には入つてゐるのでしょうか。

○政府委員(澤雄次君) 管制官、通信官につきましては、飛行場によつて違いますが、三直四交代または四直五交代ということで実施いたしております。その勤務も、先生御指摘のような事情も十分考慮いたしまして、また、いろいろ国会からも御忠告を受けまして、八時間勤務でございますが、管制官などは、実際に管制の事務に従事する時間は六時間というふうに実施いたしておりま

す。

○前川旦君 これは今後の前向きな考え方として、やはり時間短縮をして高い労働密度に十分なえられるようやついくと、今後やはり労働時間が短縮の方向へいくんだという、こういう前向きな御姿勢がおりなのかどうか、ちょっと念のたが、現在の予算その他の状況のもとにおいては、まずまずのところではないかと思います。

○前川旦君 それでは、いまの問題はあとに残し

て、現場の飛行場、空港での定員の配置、定員増の問題に移りますが、これは一体今年度、現場の飛行場、実際現地で仕事をやつてるところ、この定員は実際幾らふやしますか。

○政府委員(澤雄次君) 現場の定員は九十五名ふやしました。

○前川旦君 それでは、一種空港、二種空港、三種空港に分けまして、二種、三種についての現状はいかがですか。

○前川旦君 取り出して調査いたしますので、時間の御猶予をいただきたいと思います。

○前川旦君 ただいまの九十五名という増員は、新しく開始した業務に対し配置された、査定された人員であるはずです、私の調査では。されば、今までの二種、三種の空港、一体これは人

員がふえるのかどうか。九十五名ということではふえないという結果にならうと思うのですが、そ

の点お答えいただきたいと思います。

○政府委員(澤雄次君) 御指摘のように、九十五名の大部分の者は新規施設の供用開始に伴う定員増であります。ただ、この施設に対して何名という査定で大蔵省から定員がついてくるわけでございますが、人数全体がふえてまいりますと、従来の人間と合わせまして運用が楽になる、そういうことはござります。ただ、この施設に対して何名という査定で大蔵省から定員がついてくるわけでございますが、人数全体がふえてまいりますと、従来の人間と合わせまして運用が楽になる、そういうことはござります。ただ、従来の取り不足の定員をふやすということは、これはなかなか現在の予算折衝においては困難なことでございます。

○前川旦君 この定員をふやすという問題では、皆さん方も御苦労がなさつておることだと思つておいては困難なことでございます。

○前川旦君 この定員をふやすという問題では、皆さん方も御苦労がなさつておることだと思つておいては困難なことでございます。ただ、従来の取り不足の定員をふやすということは、これはなかなか現在の予算折衝においては困難なことでございます。

○前川旦君 この定員をふやすという問題では、皆さん方も御苦労がなさつておることだと思つておいては困難なことでございます。

○前川旦君 これがまた前々から国会でも少ないと、このことは、これまで前々から国会でも指摘されておりまして、新聞等でもやかましく指摘をされておりますし、これが今度ふえないと、

○前川旦君 これがまた前々から国会でも少ないと、このことは、これまで前々から国会でも指摘されておりまして、新聞等でもやかましく指

げますものについては定員を要求いたしました。これがつきますと、従来の定員と合わせて人員の配置が實際上乗なつてくる、こういうのが実情でございます。

○前川旦君 大臣にお伺いいたしますが、いま言いましたように、二種空港、三種空港、非常にこれから危険である。事故の起こる可能性が強い。現地の、いまの空港を守る人たちをやはり一人でもふやすということは、私は、保安上、安全上大変なことだと思うのです。ところが、いま航空局長は、要求してももらえないから要求しませんでした。可能がないから要求しませんでしたといふふうにとれるように私は聞きましたが、必要な事なことだと思うのです。

○前川旦君 これがまた前々から国会でも少ないと、このことは、これまで前々から国会でも指摘されておりまして、新聞等でもやかましく指

げますので、いまの航空局長の発言はあまり後向

おかいんじやないか。特に大臣は、この間ごろからいろいろんな人とお会いになつた会見の中でその点の必要性をいろいろお感じになつて、とりあえず二十七名というものは増員に努力しようといふべきな感じがいたしますので、大臣ちょっとお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(大橋武夫君) 実は私も、今まであります空港の事務所の定員そのものがそもそも少ないような気がいたしております。これ

を一挙にはできませんとしても、だんだんにふやしていくことが必要である、こういうふうに概括的に考えておつたわけでございまして、予算の要求におきましても、そういう意味での不足分の要求も入つておると思っておつたのでござりますが、そうではなく、やはり運用時間の延長とか、

○政府委員(澤雄次君) 飛行場の運用時間の増に伴います定員は要求したわけでございますが、従来の取り不足、従来と同じ運用時間で取り不足を要求はいたしておりません。これは要求いたしましてもまずつかないというのが現状でございます。ただ、新規増に伴うもの、あるいは運用時間を見直すもので、取り不足分の要求はいたしておりません。予算の要求の時期にもなりますので、その際には

十分御趣旨に沿うように努力をいたしてまいりたいと思います。

○前川旦君 さすがに大臣の御発言だと思います。どうぞひとつそういう方向に私は精いっぱいの努力をしていただきたいと思います。事故が起つたあと幾ら言つてもしかたないことですから、事前にそういうたんねんに準備するようお願いしたいと思います。

それでは、いまのもう一ぺん航空局長に戻りま

す。されども、研修定員というのは、これは幾らぐ

らいになりましたか。

○政府委員(澤雄次君) 研修定員は、国会の御援

助によりまして三十名ついております。

○前川旦君 その三十人は、昨年大臣が折衝され

て予備費から緊急に出されたはずなんです。

一

体今度は、三十人の研修定員に幾ら上積みする努

めをなされましたか、幾らつきましたか。

○政府委員(澤雄次君) 今度は研修定員の増はございませんでした。

○前川旦君 普通現場で研修に、たとえば管制官

だけ一つとりまして何人ぐらいこれは研修に出

しますか。私が調べたところでは六十人ぐらい出

す。そうすると、定員の関係でやはりそれだけ現

場の人間が不足する。こういう話も聞いておりますが、その点間違ひありませんか。

○政府委員(澤雄次君) 現在、管制官は五十名研

修をいたしております。

○前川旦君 そうすると、その間の現地での不足

はどうやって一体、ただでさえ少ないのに、どう

やつて現実問題として補つていますか。

○政府委員(澤雄次君) この不足は、結局各空港

事務所あるいは管制部の定員をこちらに移管いたしました。そして実施いたしているわけでござります。

○前川旦君 実際に研修に出たあと、その人手不

足を補うために、その分をみんながカバーをし合

わなければやつていけない。そのためには資格の

ない人が機械をいじる。たとえば訓練生にやはり同じような交代で勤務につかせる。そうすると、

資格のない人が機械をいじるということになります。

○前川旦君 さすがに大臣の御発言だと思います。どうぞひとつそういう方向に私は精いっぱいの努力をしていただきたいと思います。事故が起つたあと幾ら言つてもしかたないことですから、事前にそういうたんねんに準備するようお願いしたいと思います。

それでは、いまのもう一ぺん航空局長に戻りま

す。されども、研修定員というのは、これは幾らぐ

らいになりましたか。

○政府委員(澤雄次君) 研修定員は、国会の御援

助によりまして三十名ついております。

○前川旦君 その三十人は、昨年大臣が折衝され

て予備費から緊急に出されたはずなんです。

一

体今度は、三十人の研修定員に幾ら上積みする努

めをなされましたか、幾らつきましたか。

○政府委員(澤雄次君) 今度は研修定員の増はございませんでした。

○前川旦君 普通現場で研修に、たとえば管制官

だけ一つとりまして何人ぐらいこれは研修に出

しますか。私が調べたところでは六十人ぐらい出

す。そうすると、定員の関係でやはりそれだけ現

場の人間が不足する。こういう話も聞いておりますが、その点間違ひありませんか。

○政府委員(澤雄次君) 現在、管制官は五十名研

修をいたしております。

○前川旦君 そうすると、その間の現地での不足

はどうやって一体、ただでさえ少ないのに、どう

やつて現実問題として補つていますか。

○政府委員(澤雄次君) この不足は、結局各空港

事務所あるいは管制部の定員をこちらに移管いたしました。そして実施いたしているわけでござります。

○前川旦君 実際に研修に出たあと、その人手不

足を補うために、その分をみんながカバーをし合

わなければやつていけない。そのためには資格の

ない人が機械をいじる。たとえば訓練生にやはり同じような交代で勤務につかせる。そうすると、

一べんの答弁をされましたが、もう一つこれも突つ込んで、もっと何かこういうようにやる

のだと、こういうようなやはり気持ちがないと、それがやむを得ずいじつている。こういうことも実際に各現場ではたくさん起こっているという話を聞いておりますが、そのとおりであろうと思うのです。それをどういうふうに対処されますか。

○政府委員(澤雄次君) 研修定員が、訓練定員が三

十名しかつきませんが、管制官を例にとりまして

も毎年五十名から八十名程度の人を訓練していく

から定員をこちらに移しまして、暫定的にここで

やむを得ず各管制部あるいは空港事務所のほう

かでやむを得ず各管制部あるいは空港事務所のほう

でやむを得ず各管制部あるいは空港事務所のほう

調べてみると消えているわけですね。故障ですね。ところが、勤務時間外でしたから照明灯を保守する要員というのは、二種空港一人ずつしか配置されないように聞いている。勤務時間外であればしかるべきです。それは人命を預かっているという重大な仕事なんですか、私はやはり不満なんですね。もう一つですから、私はやはり不満なんですね。もう一つは場合によつたら大臣にいただいてもけつこうなんですか、それはそれでどちらに運んでおられるか、それはかなり有名な話ですね。つい最近です

が、つい半年前になりますね。いまのその照明灯もまた、確かに遺憾の点だと存じますが、航空局の機構は、全般的に航空界の大勢に比べましておくれておりますので、航空局の拡張というものは今年度だけの問題でなく、当分は毎年繰り返さなければならぬ問題だというふうに私は考えております。ことに航空局を昇格いたしまして航空局にするという話もあつたのでございまして、政

府部内でいろいろ論議がございましたが、場合によつては航空局を認められる可能性もないわけ

ですから、その定員の借り上げと申しますが、各管制部訓練のための借り上げにつきましては、各管制部

なり、あるいは空港事務所の事務量というものを

私どものほうでできるだけ調査いたしまして、各空港事務所あるいは管制部に実際上の予算定員と

空港事務所あるいは管制部の取り扱い量にそろ大差のないようになつたりで名前だけくつけること

よりもといたしまして、ここで航空局とでき上

がつたようなつもりで名前だけくつけること

でもなかつたと思うのでございますが、私自身のつもりといたしましては、ここで航空局とでき上

がつたようなつもりで名前だけくつけること

るようですがれども、いま大体十二時間、それから十三時間半、十四時間、こういつたような運用時間というものが行なわれております。ところが、そこに配置されている人々の勤務時間は八時間ですね。勤務時間からは、ずれてる運用時間というものがあるわけなんですね。ということは、先ほど言いましたように、勤務時間が、松山の例のように勤務時間がずれているからということで、係員がないという、そういうときにもどんどん離着陸をするということが、いま行なわれてゐるから、これ非常に危険だと思うのですが、この運用時間をいまのままでやるんであれば人員ふやさなきやいけない、ふやすべきであると思いますが、この点一体どういうふうにお考えでしょうか。

○前川旦君 大臣にお伺いしますが、安全ということことはいま幾ら慎重に考えても考え方過ぎることは私はないと思うのです。事前の安全策というものは、そういう意味でやはり十分な定員が配置され、安全に空港側として自信が持てるんだ、こういう時間帯に、やはり運用時間をきめていくべきではないか。ということは、いまの運用時間は少し長過ぎる、現場の安全ということから考えて。これはやはり飛行機会社そのものの企業の要求からくるものもあるでしょうけれども、やはり私は、大臣が安全というものに対しても然とした態度で、十分な定員、要員が確保されるまでは、飛行場の運用時間を縮めるんだ、それによって、安全であって少しずつ延ばしていくんだと、こういう安全第一のお考えでやはり運用時間といふものを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) ただいまの前川委員のお説は全く同感でござります。この運用時間に必要な人員の配置の問題は、これは単なる事務的な問題ではなく、航空行政としては大きな政治問題でもあると思います。今後そういう意味におきましても、特に私としても努力をいたしたいと思います。

○前川旦君 これはまあ言わざるがなかもしれませんが、大蔵省なんかいろいろ折衝されるときいろいろ障害があると思うのです、人員の場合ね。私どもこの点はよくわかるのですが、やはり運用時間を削るぞ、これが一番安全に対する強いテコになるというふうに私ども考えます。そういうより強いというか、安全に対して絶対強い毅然たる態度で、人員増の場合、そういう折衝でも、強い態度でのぞんでもらいたい、強い態度でしてもらいたいというふうに実は思います。

○北村暢君 関連して、いま前川委員から、だいぶ運用時間の問題、第二種、第三種空港の安全確

保の問題についての勤務体制について質問があつたんですけれども、第二種、第三種の空港における運用時間と専門職 専門職が交代制をとつているというけれども、専門職一名しかいないといふ空港があるんですね。これは日曜祭日なし、ぶつ通し、おらなければそれにかわる人が実際にないわけですね。そういう専門職が一名、照明なら照明の専門職が一名しかいない空港がたくさんあるんです。これじや年がら年じゅうこの人は休まれないですよ、実際問題として。先ほど言われたように、そのうちから研修に行つちまうといふのは、これはゼロになつてしまふ。これじやいま言つているようにあぶなくつてしまふがないんです、これは。そんな空港だつたら閉鎖したらいい。閉鎖したほうがいいような空港がたくさんあるということですね、管理上から言つて。これは局長が先ほど言われたように、何ですか、新規のものだけの要求はしたけれども、それ以外のものは要求していかつたと、今回はね。そんな問題じやないですよ、これは。これは松山の事故が起つたときにもずいぶんやかましく言われて、研修生三十名だけは定員確保してもらつたといふわけですけれども、五十名ないし八十名の研修生が行つたといふんでしよう。そうすれば、だれかかれが資格のない者が補わなければならぬといふ状態、しかもこれは、管制官といふのは、研修期間が長いんでしよう。一年ないし五年の研修期間であるわけですね。そういうのについて、三十名の研修の定員をもらつたからとかなんとかでこれはとても済まない問題なんですよ。大臣も恐縮しいい努力する旨言われておりますから、わかるような気もするんですけれども、実際問題として、専門職が一名といふんじゃこれは不可能ですよ、運営する上において。そういうのはあんた、少なくとも専門職一名だなんということのないよう二名——それは確かにあれでしょう。一日に何回かしか離着陸しないところがあるかもしない。しかし、何回かだけれども、運用時間が十三時間

といえば、その時間はあいてるかしらぬけれども、おらなくちやならないということですね。ですから、これは専門職一名というのほどのくらいのですか、第二種空港十七のうち専門職一名だなんですが、資料として、いま直ちにと言つてもあれですか、資料として出してもらって、その勤務の実態が一体どんなになつてゐるのか。これはやっぱり徹底的にやる必要があるんですよ。あぶなくしてようがない。ですから、この問題は、二種空港、三種空港について、特に二種空港、三種空港——第一種空港はこれまた繁雜でこれはたいへんなんです。二種空港、三種空港は離着陸の回数が少ないので、それとも運用時間が長い、こういう問題があるのですから、ひとつ航空行政上、安全確保の上からいってきわめて重大な問題でありますから、ひとつこれの実態が、役人の定員もらえるとかもらえないとかで済む問題ではないのです、これは。航空法上で、法律できめていることが守れないのですから、守れない、法律違反のことが時々空港とが普通に行なわれる状態で空港を運営しているということは重大な責任問題ですよ。ですからこれで行なわれているということはこれはたいへんなことですかね。電波法なり航空法なりに違反をした事態が行なわれているということ、そんなことが普通に行なわれる状態で空港を運営しているということは重大な責任問題ですよ。ですからこれはひとつこまかい資料として出していただきたい。そして実態をここで明らかにして、大臣もひとつ認識をうんとしつかりしてもらつて、これはほんとうに決意を新たにしてもらわなければ改善できない。役人ベースじゃこれは解決できないのです。ですから、これはひとつ私ははつきりこの実態がわかるような資料を提出してもらつて、そのときまで残しておいてやるということにしたほうがいいと思う。

がありましたあとで衆議院の運輸委員会、参議院の運輸委員会で非常に松山事故を中心にして実は激しい論議が展開されました。その中で特に問題になりましたのに——その松山事故の前の話ですが、連續三回大きな事故がありましたね。ところが、あのあとで全日空なり日航なりが運航規程というものの変更を運輸省に求めて運輸省は運航規程の変更を認めました。ところが、その内容を見ると、從来一日の制限されている着陸回数が、日前よりか制限の着陸回数がふえているという結果になつてゐるわけですね、大事故のあとで、運輸省が認可したこの運航規程、これは当然パイロットの疲労という問題を考えてもしろ過重になつて言つて航空会社に詰め寄らなければいけないので、事故のあとで会社から出してきたいまの一日の制限の着陸回数四回を六回にふやすのだといふのではなくことをすつすと認めたということについて非常に衆議院で論議をされまして、運輸省の当局はいわばことばはきたないがたたかれたわけです。あとのときはちょうど松山の事故のあとですから、皆さん非常に低姿勢で御答弁をなさつておりますが、一体これその後——これから検討課題といふことであつたようですが、だいぶ時間がたちましたが、どう検討されているのか。当初——もう一ぺん言いますと、一日の着陸の制限が全日空では四回から六回、日航が五回から六回に制限されたわけです。こうなつていますが、その後これをもとへ戻すような前向きの御指導がなされたのか、金然それをはうつておられたのか、その後どういうふうになつていてますか、お伺いいたしました。

○政府委員(澤雄次君) 全日空につきましては、この規程の改正をいたしましたのは事故のございました昨年の前、四十年の三月に改正をいたしております。それで日航がその後改正をしたわけでございますが、この着陸回数につきましては、御

指摘のよう、從来四回のものを六回にしたいといふことを申してきたわけでござりますが、これには国内線が六回、国際線五回でございます。これは諸外国の一この規程を出してまいりましたと

さくには諸外国の例を全部航空局で調べたわけでござります。諸外国の国際線、国内線につきましては例から見ましてこれは決して過重な運航規程で

はないといふ判断のもとにこれを認可いたしましたと

けでございます。実際のあれは、その運航規程に基づいて労働協約で会社と組合とがこの回数をきめた、こううことになつておるわけでございま

す。

○前川旦君 諸外国の着陸の制限の回数を勘案したとおつしやいましたが、諸外国は六回になつておるから、たとえばアメリカが六回になつておる

から日本も六回までいいのだ、こういう判断をなされたのじゃなかろうかと思ひますが、諸外国の例と日本と対比する場合には、そのほかの条件がいろいろあるだらうと思うのです。たとえば飛行場の設備、飛行場の広さ、全然これは条件が違いますね。そういう点を勘案すれば、着陸回数だけを諸外国と同じにすることはこれは不合理だと思

います。この前も衆議員で指摘されておりますが、この点はどうお考えになりましたか。

○政府委員(澤雄次君) 諸外国は一般的に申しま

して、先生のおつしやるように、飛行場の設備その他がわが國よりは完備いたしてはおります。た

だ国際線につきましては、これは諸外国と日本航空との場合はほとんど差異がないのではないかと思

います。それから国内線につきましては六回と

われます。それから国際線につきましては六回と

おつしやつたのか。実際全日空にしても日航にし

ても労使の間で——なるほど最高限は六回なり五

回なりにきめたけれども、労使の間でもつと少な

いあればやつておるのだと、こう確信持つて言えますか。実際現地の実態を御存じなんですか。現地の実態は幾らぐらいになつておるかおつしやつていただきたいと思います。

○前川旦君 この運航規程についてであります

が、労使協約上は四回になつております。

そこで航空法の百四条に基づいてこの運航規程と

いうものを運輸省に提出してそして運輸大臣がそれ

を認可をする変更するときもそうだといふうに

書いてあります。肝心のそれではそれを認可す

るときの基準といふものは一体どうなつておる

でしようか。この前の、いまの松山事故のあとで

書類では、——ちょっととこれ言つてみますと、

そのときの説明員が「まことに申しわけないので

すが、いま準備しておるという次第でございま

す」という答弁をしておりましまして、そのときにま

た「これは省令をちゃんとつくりまして当然やる

べきだと思います。そのようにいま進めておる段

階でござります。」といふうに申しております

し、大臣も「はつきりした省令によりましてきめ

ることがもつと妥当であると私は考えます。督励

をいたしまして至急に、国際的な基準をもとに

いたしながら、日本の実情に合つたそしした基準

の作成を促進いたしたいと考えます。」といふ答弁

をはつきりしているわけです。これは前の大臣で

すから、あなたに言ふのはちょっとあれかもしれ

ませんけれども、だいぶん時間たちましたが、一

体このいまの基準、運輸省の中における認可基準

といふものは一体今までできているのですかどうで

すか。どうなつておるのとどううか。

○政府委員(澤雄次君) この基準につきましては、航空局の中にマニュアルの作成委員会をつく

りまして順次——実は基準ができないのはこ

れだけではございませんので、ほかにもございま

すので順次整備いたしております。この運航規程

の基準につきましては、これは運航会社のエキスパートを入れまして、ただいままだ作成準備中でございます。

○前川旦君 急がせて督促して早急にやるという事な委員会で答弁をしていらっしゃいますが、だいぶ長い間たっております。これは去年の十一月の

三月に協定上六回ということにいたしましたが、労使協約上は四回になつております。

○前川旦君 この運航規程についてであります

が、これは航空法の百四条だろうと思うのです。

そこで航空法の百四条に基づいてこの運航規程と

いうものを運輸省に提出してそして運輸大臣がそれを認可をする変更するときもそうだといふうに書いてあります。肝心のそれではそれを認可するときの基準といふものは一体どうなつておる

でしようか。この前の、いまの松山事故のあとで書類では、——ちょっととこれ言つてみますと、そのときの説明員が「まことに申しわけないので

すが、いま準備しておるという次第でございます」という答弁をしておりましまして、そのときにま

た「これは省令をちゃんとつくりまして当然やるべきだと思います。そのようにいま進めておる段階でござります。」といふうに申しております

し、大臣も「はつきりした省令によりましてきめることがもつと妥当であると私は考えます。督励をいたしまして至急に、国際的な基準をもとに

いたしながら、日本の実情に合つたそしした基準の作成を促進いたしたいと考えます。」といふ答弁をはつきりしているわけです。これは前の大臣で

すから、あなたに言ふのはちょっとあれかもしれ

ませんけれども、だいぶん時間たちましたが、一体このいまの基準、運輸省の中における認可基準といふものは一体今までできているのですかどうで

すか。どうなつておるのとどううか。

○政府委員(澤雄次君) これはまず会社からの効状態に関する説明を聞きまして、それから諸外

国のエアラインの実例、あるいは実績を見まして認めいたした次第でござります。

○前川旦君 その諸外国の何とかを見てとおつ

しゃいますけれども、何か具体的なやはり基準がないと、全くヤマカンでこれはいいだろうとか、これは悪いだろうとか、まさかあなた方、そんな

ことはないと思うのですよ。もっとやはりしっかりとこりした、たとえこの運航規程ができる

なくとも、何かを参考にしてやはりきめるときにはなさつただらうと思うのですが、それがないとどうなんでしょう。

○政府委員(澤雄次君) このような運航規程の着陸回数であるとか、あるいは勤務時間につきましては ICAO なりその他国際的にきまつた基準というものがございません。それでやはり各エアラインの実例を全部私のほうで詳細に取つてございりますので、その各エアラインの実例から見まして、そのエアラインの平均的なものと越えるものはもちろん許可いたしませんが、平均的なものの以下であればこれを許可するというやり方でやつております。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

それでは午前はこの程度にいたしまして、午後は一時に再開いたします。しばらく休憩いたします。

午後零時六分休憩

○午後一時十六分開会

○委員長(豊田雅孝君) 委員会を開いたしま

す。
厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を続行いたします。関係当局からの御出席は、坊厚生大臣外政府委員の方であります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 この法案について、前回大臣から提案理由の御説明を承ったわけですが、最後の段階で、何とぞ慎重に御審議の上云々と、心からなる御要望があつたわけです。そこで、私もその御趣旨を十分かみしめながら、以下慎重に御質問申し上げたいと思います。

まず順序としてお伺いしたいのは、この提案理由の説明を承りましたその提案そのものにつ

いてお伺いしたいと思います。この、今回厚生省はなさつただらうと思うのですが、それがないとどうなんでしょう。

○政府委員(館林宣夫君) 公害行政に厚生省が特に力を入れて、行政対象として努力をいたしましたのは比較的近年のことであります。公害行政をやり始めた当初は、それを主務とする課もなければ部もないという状況であったわけでございました。昭和四十年から公害課ができるまでに複雑となり、広がるということで、すでにその当時から組織の充実が必要と感じておったわけでございまして、当面の実施事務といたしましては、い煙規制法の施行だけでなく、公害の各種の調査というよなことから非常に現在の事務能力では不足を来たしておったわけであります。近年に至りまして、さらにその対象が騒音とか、自動車の排気ガスとかいう分野、さらには河川の汚濁、阿賀野川の事件の処理といふうな非常に広範な事象が出てまいりましたので、公害基本法に直接必ずしも関連なしにも、厚生省の公害行政の分野をさらに充実する必要を認めまして、公害部を設置いたしまして、課を増設し、しかも環境衛生局は、この公害事務のほか、水道、汚物処理、清掃問題、あるいは食品衛生全般、牛乳あるいは豚肉衛生の各種営業の指導監督といふうな、非常に広範な事務を所管をいたしておりますので、公害に専念する、中心となつて専念する課長職以上の責任ある体制をとる必要を感じまして、今回公害部

設置の理由については提案理由で一応承つておるわけです。そこでお伺いしたいのは、この公害部の改正ということであるわけですが、この公害部設置の経緯、それと別途この国会に提案いたされましたいわゆる公害基本法、これと公害部との関連について、ひとつ具体的に御説明いただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) 公害行政に厚生省が特に力を入れて、行政対象として努力をいたしましたのは比較的近年のことであります。公害行政をやり始めた当初は、それを主務とする課もなければ部もないという状況であったわけでございました。昭和四十年から公害課ができるまでに複雑となり、広がるということで、すでにその当時から組織の充実が必要と感じておったわけでございまして、当面の実施事務といたしましては、い煙規制法の施行だけでなく、公害の各種の調査というよなことから非常に現在の事務能力では不足を来たしておったわけであります。近年に至りまして、さらにその対象が騒音とか、自動車の排気ガスとかいう分野、さらには河川の汚濁、阿賀野川の事件の処理といふうな非常に広範な事象が出てまいりましたので、公害基本法に直接必ずしも関連なしにも、厚生省の公害行政の分野をさらに充実する必要を認めまして、公害部を設置いたしまして、課を増設し、しかも環境衛生

局は、この公害事務のほか、水道、汚物処理、清掃問題、あるいは食品衛生全般、牛乳あるいは豚肉衛生の各種営業の指導監督といふうな、非常に広範な事務を所管をいたしておりますので、公害に専念する、中心となつて専念する課長職以上の責任ある体制をとる必要を感じまして、今回公害部

設置の理由については提案理由で一応承つておるわけですが、この公害部の新設、そして定員の改正ということであるわけですが、この公害部設置の理由については提案理由で一応承つておるわけです。そこでお伺いしたいのは、この公害部設置の経緯、それと別途この国会に提案いたされましたいわゆる公害基本法、これと公害部との関連について、ひとつ具体的に御説明いただきたい。

○伊藤顯道君 公害部設置の経緯については大体わかりましたが、さらにあわせて、その公害対策基本法と今度設置されるであろう公害部との関連ですね、いま一点だけは触れられておりますが、もう少し具体的にお聞きをしたい。

○政府委員(館林宣夫君) 公害基本法が制定されました暁に、この基本法に基づく各種の施策といふものは、各省それぞれの分野におきまして実施せられることは申しまでもないことでございました。通産省が通産省としての立場において各種事業所、工場の指導監督をし、あるいは運輸省が航空機あるいは新幹線の騒音、あるいは海面の油の汚濁の防止といふようなことを実施し、あるいは建設省が公害的見地に立ちまして都市計画を進め

ます。その施策を決定するにあたっては、その対象を十分連絡をとり、中心となつて厚生省が実施したためには、すでに通産省には産業立地部と連絡調整をはかりながら部長職として当面する部を設けることとしたわけですが、この際の改定について、ひとつの具体的に御説明いただきたい。

○伊藤顯道君 そこで、この際さらにお伺いしておきたいのは、いま御答弁の中にも出した公害対策基本法についてですね、もちろんこの法案はこの内閣委員会の審議案件ではございません。したがつて、多くを申しませんが、ただ、きわめて重要な案件が幾つかあるわけです。その中で、二

点ほど特にしほつてお伺いいたしたいと思うわけです。そこで、この国民の健康と、それから公害から国民を守らうと、こういう趣旨でこの公害対策基本法ができたと思うのですが、ようやくまとまつたのは大体本年の二月ごろであろうと思うのです。そこで、総理府がですね、この所管から、総理府のいわゆる試案要綱なるものをつくられたわけですね。で、この国民の健康といわゆる企業利益をどのように調和させていくかと、こういうことが一つの大きな問題点であつたと思うのです。で、この点については、いま御説明もございましたが、十五ほどの関係省庁が集まって十分その調整に乗り出したと思うのですが、そこで、この法案と、いわゆる総理府のつくられた試案要綱、これを比べてみると、いま申し上げた二つの大きな問題点が提出されるわけです。そのことをまずお伺いするわけです。

その一つは、第一条のいわゆる定義のところで

すね。定義のところ、「この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁」

云々と、ここで問題なのは「相当範囲にわたる」云々ですね。「相当範囲にわたる」これを要綱と比べてみますと、健康を守るという点では、この試案要綱に比べてですね、この法案はうんと後退をしているということを申し上げたいのです。いま申し上げたように、この試案要綱には、ここにある「相当範囲にわたる大気の汚染」云々という、そういう制約はなかったわけですね。ところが、この法案にはそういうワクがはめられておるわけです。いわゆる要綱には全然なかつたそういう「相当範囲にわたる」という条件がつけられておるわけです。こんなことでは、大気の汚染もそれから水質の汚濁も、相当範囲にわたらなければいけないということになると解釈せざるを得ないわけですね。「相当範囲にわたる」大気の汚染、水質の汚濁」と、「相当範囲」の「相当範囲」というまことにあいまいもこたる

です。そこで、この国民の健康と、それから公害から国民を守らうと、こういう趣旨でこの公害対策基本法ができたと思うのですが、ようやくまとまつたのは大体本年の二月ごろであろうと思うのです。そこで、総理府がですね、この所管から、総理府のいわゆる試案要綱なるものをつくられたわけですね。で、この国民の健康を守るために公害をどうのないように調和させていくかと、こういうことが一つの大きな問題点であつたと思うのです。で、この点については、いま御説明もございましたが、十五ほどの関係省庁が集まって十分その調整に乗り出したと思うのですが、そこで、この法案と、いわゆる総理府のつくられた試案要綱、これを比べてみると、いま申し上げた二つの大きな問題点が提出されるわけです。そのことをまずお伺いするわけです。

その一つは、第一条のいわゆる定義のところで

すね。定義のところ、「この法律において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生

ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁」

云々と、ここで問題なのは「相当範囲にわたる」云々ですね。「相当範囲にわたる」これを要綱と比べてみますと、健康を守るという点では、この試案要綱に比べてですね、この法案はう

んと後退をしているということを申し上げたいの

です。いま申し上げたように、この試案要綱には、

ここにある「相当範囲にわたる大気の汚染」

云々という、そういう制約はなかったわけですね。

ところが、この法案にはそういうワクがはめられ

ておるわけです。いわゆる要綱には全然なかつた

そういう「相当範囲にわたる」という条件がつけ

られておるわけです。こんなことでは、大気の汚

染もそれから水質の汚濁も、相当範囲にわたらなければいけないと公害にならないということにな

るを得ないわけですね。「相当範囲にわたる」大

気の汚染、水質の汚濁」と、「相当範囲」の「相

当範囲」というまことにあいまいもこたる

表現をこの法案には使つておるわけですね。ところが、試案要綱には「相当範囲」なんという、そ
れは総理府のつくられた試案要綱に比べてはる
かに後退しておる。国民の健康を守るために公害
を防がねばならぬ、そういう視野から言うなれば、これは大きな後退ではないか、そういうことを
申し上げたいわけなんです。なぜせつとく総理
府が国民の健康を守らうという立場から、また、
厚生省そのものの存在意義も国民の健康を守るため
めということが大きなテーマになつておると思う
のです、目標ですね、そういうことからあわせ考
えて、厚生省としてはなぜ総理府がせつとくそ
ういいういわゆる試案要綱をつくつておるのに、
それを相当後退させておる、改悪させておるか
ははどういできないではないか、そういうことを
指摘せざるを得ないわけあります。これはもう
云々と、これをお伺いしておるわけです。こういうことではな
かなかもつて青い空、きれいな水を取り戻すこと
はとうていできないのではないか、そういうことを
お答えいただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) 御指摘になりましたのは、二月二十一日の公害対策連絡会議におきまして十五の省庁が集まりましてまとめました、総理府においてまとめました案に比べまして、御指摘の公害の定義の部分で「相当範囲にわたる」とい
う文章が法律には入つておるという御指摘でござ
いますが、これは要綱のほうでは「地域的に」と
いう文章になつております。で、これはどういう
ふうに対処してきたのか、こういう点をひとつお答えいただきたい。

○伊藤頭道君 そこで、「相当範囲にわたる」と、これはどなたが判断するか。それと、「相当範囲」というのは、わかつたようでもともわれわれにはわからない、「相当範囲」。そして、いま一つわ
かりないことは、相当範囲にわたらないと大気汚
染も水質汚濁もこれはもう公害じゃないことにな
るわけですね。そんなばかなことはない。小さな
公害、大きな公害ということはあり得ても——そ
れはあり得るわけでしょう、それは当然あるで

ら、発生源が一つの場合で被害が一人といふよう
な、非常に極端な場合、隣の家の煙突がその隣の
干しものをよこす、こういう種類のものを公害と
いう定義で公法上何らかの規制をするというよう
なことになるわけございまして、これらのもの
を特に法律を設け特段の規制をする必要は必ずし
もなくて、今日でもすでに私法上の各種の規制があ
るわけあります。したがつて、ここであらた
に公害の基本法として國の施策をきめ、公法上
の規制をする必要があるとするのは、これが相当
範囲にわたるものでありまして、公的に諸種の施
策をする必要があるということから起るわけで
ございまして、この法律の対象といたしましては、被害
は、被害はかりに一つの源でありましても、被害
のものとは一つのものでございましても、その被害
を受ける範囲が相当広がりを持ったもの、これを
対象にする、こういう観点からこの要綱案におき
ましては「地域的に」ということばでそれを示
してあるわけであります。一定地域がそのような被
害を受ける、かような表現であったわけでありま
して、これを法案にする段階におきまして、やは
り同じくこの表現を用いても何ら差しつかえはな
いふうに対処してきたのか、こういう点をひとつお
答えいただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) そもそも公害の定義の中で公害と私害とをどう区別するかという問題が
ございまして、この程度だと、この程度だといふことを。
○政府委員(館林宣夫君) そもそも公害の定義の中で公害と私害とをどう区別するかという問題が
ますあるわけでござります。公害とことばと
か私害といふことばそのものの概念が、必ずしも
すべての人が同じ観念を持っておるものではない
と思ふわけであります。

この際、この基本法を制定するにあたりまして
必要でございましたのは、公害基本法という法律
をつくって、國の各種の規制をしていくという場
合に、その規制を受ける対象を何にしようかとい
うことでございまして、この定義の中にはたとえ
ば日照と電波とかそういうものの障害は含まれ
てないわけでございます。こういうものが含まれ
てないからといって政府は決してこれが公害では
ないと思っておるわけではございませんで、ただ
は、とりあえずこれが目標であるということで、
そこに限定した公害の種類をあげてあるわけで
ござります。同じく公害と私害の境といふものも
必ずしも明確ではなくて、通常、私害と思われ
るものにつきましても、公害対策の対象として
は決してゆるがせにできない種類のものもあるわ
でございまして、この点は御指摘のとおりでござ

います。

そこで、この公害基本法として対象とするものは一人一人の個々のもののさばきにこの公害基本法を持ち出して施策をきめると、こういうことはなくして、これがある程度の広がりを持ち、ある程度の範囲に被害を生じたというようなものに対して各種の公法上の規制をかけ、救済措置を講ずる、こういうことになるわけございまして、そういう意味合いからこの定義においては政策目標、対象としてこのように限つてあるわけございまして、決してこの定義からはずれたから政府は公害対象とは思わない、公害の施策は一切しない、こうしたことではないわけでございます。そういう意味合いにおきまして、ある程度の広がりを持つたものに対して施策をするということをございまして、その場合、相当範囲とは何ぞや、こういう御質問がございましたが、これは公害を公害と認知する場合はどういう場合があるか、公害と認知するのはそもそもだれかという問題にも関連することでおございまして、これは公害の規制をする場合にはその規制の主務に当たる者が公害の認定をいたしますし、公害の救済をする場合にはやはり公害の救済に当たるところがこれを対象として取り上げるということをございまして、その意味合いから、相当範囲とは何十人以上とかいうようなら必ずしも限定した数値ではございませんで、これがある程度の社会問題になつて提起されておるというような事態、また、客観的に考えても政局なり地方公共団体が施策として対象とする必要があると、かように考えたときに対象として取り上げる、かように考えておるわけあります。

○伊藤顕道君 まあ一応その問題はおいて、まづ一つこの経理府の試案要綱と法案を比べてみて、法案のほうが後退しておる問題があるわけですね。それは第二十一条ですね。第二十一条は費用負担について規定しておるわけですが、事業者は費用の全部または一部を負担させるとしておるわけですね。そうしながらも、負担額、その方法などは別の法律で定める、こういふ項目が加

えられておるわけですね。別の法律の内容が一部は問題になるわけですね。別の法律の内容がなくて、これがある程度の広がりを持ち、ある程度の範囲に被害を生じたというようなものに対して各種の公法上の規制をかけ、救済措置を講ずる、こういうことになるわけございまして、そういう意味合いからこの定義においては政策目標、対象としてこのように限つてあるわけございまして、決してこの定義からはずれたから政府は公害対象とは思わない、公害の施策は一切しない、こうしたことではないわけでございます。そういう意味合いにおきまして、ある程度の広がりを持つたものに対して施策をするということをございまして、その場合、相当範囲とは何ぞや、こういう御質問がございましたが、これは公害を公害と認知する場合はどういう場合があるか、公害と認知するのはそもそもだれかという問題にも関連することでおございまして、これは公害の規制をする場合にはその規制の主務に当たる者が公害の認定をいたしますし、公害の救済をする場合にはやはり公害の救済に当たるところがこれを対象として取り上げるということをございまして、その意味合いから、相当範囲とは何十人以上とかいうようなら必ずしも限定した数値ではございませんで、これがある程度の社会問題になつて提起されておるというような事態、また、客観的に考えても政局なり地方公共団体が施策として対象とする必要があると、かのように考えたときに対象として取り上げる、かのように考えておるわけあります。

○伊藤顕道君 まあ一応その問題はおいて、いま

書いてございますのは、第二十一条の第一項に基

づいて、企業が公共的事業に対する負担義務があ

る場合についての制定があるわけであります。し

たがいまして、この条項に基づいた措置としては

その他の法律案を、もちろんあるでしょうから、それをさつそく資料として出していたました

いんですがね。それを見ないとわからない。内容によつては、どういう内容のものか、それはそ

れも多分に出てくるわけです。他の法律の内容が一

部か、そういうことをこまかく規定する必要があるから、その額——いわゆる負担額ですね、負

担額、方法等については別の法律で定める、そ

う意味のいま御答弁あつたわけですが、それ

でさえも企業側の責任が軽過ぎるのではないか、こ

ういう強い批判が出たと聞いておるわけです。と

ころが、これよりはるかに後退しておるわけですね。で、法案が、先ほど指摘した点もさりながら、ここでも要綱から大きく後退しておるではないですか、こういうふうに指摘せざるを得ないわけで

す。そこでお伺いするわけですが、全部または一部を負担させるといつておきながら、今度は別の

法律の面では、この内容については、また方法については別法律であるわけですが、全部または一部を負担させるといつておきながら、今度は別の

法律をさしているのか、このことを具体的に……。

○政府委員(館林宣夫君) そもそもどういう場合に一部を負担させるか、あるいはどういう場合に全部を負担させるかという内容も必要でございま

すし、その負担のさせ方がどの程度の強制を持たせるか、費用を負担しない場合にはどういう措置

をするか、また負担の対象となるべき範囲はどの程度の範囲であるかというような詳細な内容の設

定があって初めてこれが動くわけでございまして、さしあたりは、その意味合いから、この強制的に費用の負担

を公共的事業に対する持たせるという部分は、当然

がつくられるわけでございまして、きょう今日直ちにこの第二十一条に即応した法律、法案ある

本法の精神、方針を体して、その方針に沿った法

律がつくられるわけでございまして、きょう今日

法律を新たに設定する必要が生ずるものも出てくる

わけでおございまして、それらのものは今後この基

本法の精神、方針を体して、その方針に沿った法

律がつくられるわけでございまして、きょう今日

直ちにこの第二十一条に即応した法律、法案ある

いはそれに関する要綱のようなものを作成してお

るわけではありませんが、たとえば四日市

あるいは市原等におきまして緩衝地帯の設定に対

して、企業側が相当程度負担をいたしております

から、そういう種類のものを考えてこのような法

文を設けたわけでございまして、その詳細な内容

について、なお今後検討した上で法制化をはかりたいと、かように考えております。

○伊藤顕道君 そうしますと、この公害対策基本法がかりに成立した場合、これはさつそく施行さ

れると思うんですね。そうして、さて一つの相当

広範囲の公害が出てきた、そういう場合、事業者

がその費用の一部もしくは全額を負担するという

条項がござりますから、二十二条で、そういう場

合、法律がもう一緒にできるものならそれによつ

たつておる。なお、騒音防止関係では、自動車の

騒音に關係しているのは警察庁と運輸省ですね、

次にお伺いしたいのは、現在公害行政は非常

に複雑多岐となつてゐるわけですね。たとえば大

気汚染防止関係については、厚生、通産、運輸省

が関係していると思うんです。それと水質保全團

係は経済企画庁ですね。それと工場排水の規制が、

大蔵、厚生、農林、通産、運輸というふうにわ

たつておる。なお、騒音防止関係では、自動車の

騒音に關係しているのは警察庁と運輸省ですね、

それといわゆる航空騒音については運輸省、それから基地の騒音については施設庁。なお、都市開発ともからむ下水道の整備の問題ですね、こういふものは建設省、自治省が分担している。こういうことで、まことに複雑多岐にわたっているわけですね。文字どおり幅広く各省庁にまたがつておるということが言えると思うんです。そこで、この公害行政の推進には、総合政策の確立がまず考えられなければならないと思うんです。それと行政機構の一元化が先決でなければならぬ。それから公害基本法案の中に、総理大臣を長とする各省寄り合いのいわゆる公害対策会議というものがあるわけですね。こういう公害対策会議というようなものは、なかなか敏速かつ機動的な措置がとれないとと思うんです。この点については、一体厚生省としてはどういうふうに考えておられるのか。いま御指摘申し上げたように、公害行政を推進するためにはどうしても総合政策とかあるいは行政機構の一元化ということが強く望まれているわけです。にもかかわらず、いま私が指摘したように、非常に複雑多岐にわたつておる。これではなかなか所期的目的を達することは至難ではなかろうかと指摘せざるを得ないわけです。この点についていかがですか。これは基本的な問題ですか、せつかく大臣お見えになつておるんですか、大臣からひとつ。

○國務大臣(坊秀男君) 実は私より担当局長のほうが要領よく説明ができるかと思っておつたのですが、公害と申しましても、これはさつきから御指摘のように、公害、たとえば大気汚染にいたしましても、水質汚濁にいたしましても、公害の発生源といふものは各省にまたがつておるということでござります。たとえて申し上げるならば、たとえば大気が汚染するということは、工場の煙突といったようなものから大気が汚染するともございます。それからまた交通関係、たとえ自動車の排気ガスといったようなもの、これが非常に激しくなって大気が汚染される。工場の排水の場合には、これは御案内のとおり、通産省が

所管をしております。自動車の排気ガスといったようなものになりますと、あるいは自動車といふことになりますと、自動車があまり汚染するよう

走つておる道ということになりますと、これは建設省の問題になる。かよくなことでございまして、そういう車にするというようなこ

とで、これは通産省。それからまた交通を取り締まるという点につきましては、これは警察なり。

それからまた、さような自動車がしょっちゅう走つておる道ということになりますと、これは建設省の問題になる。かよくなことでございまして、そういう車にする

ことは、その公害を防止する点におきましては、これは一つの防止あるいは予防の構想ということ

でござりますけれども、いま申し上げましたところは、自動車をつくるにあたつて排氣そのものも

あまり空気を汚染しないようなものをつくるといふようなことになつてきますと、これは通産省の

問題であり、それからあるいは建設省の問題であり、そういうふうなことがきわめて複雑多岐に行なわれておりますので、そこで今日の経済、産業あるいは交通といつたこと自体がそういうもの

を必然的に発生しておる。そこで厚生省といつたし

ましては、また公害防止の立場から申しますと、そ

こで発生される公害といふものをつかまえて、そ

うしてこれを予防あるいは防止する、こういう立

場にあるのでござりますが、そういったような発生された公害だけをつかまえてみましても、そ

してこれを防止するといったような機関よりも、そ

うなもののがございますが、そういうふうな機関に

も申しておるそれぞれの役所なり機関といったよ

うの点を伺つておるのです。

○國務大臣(坊秀男君) 先ほども申し上げました

とおり、公害の発生してくる原因といふのは、そ

の原因者を所管しておるのが非常に、先ほども御

指摘があつたように、十四も十五も関係各省があ

るといふことがあります。それで、これを何か委員会と

して、そしして総合的にやつて、それに総理大臣がそ

の長として、そししてやつていくことが最も適当な行き方であるうか、かように考えまして、そ

うして、そしめた委員会といったようなものではな

いふなどといふ意味の御発言。したがつて、これ

はわれわれは不十分だから、もつと行政の一元化、

総合政策を確立すべきではないかと伺つておるわ

けです。大臣は公害対策会議がいいんだといふの

で、これは幾ら時間をかけても並行線を行くと思

うのです。そこで、もうこれ以上多くは言ひませ

んが、ただここではつきりしておきたいのは、公

害政策を推し進めるためには、いわゆる機関の一

元化とか、総合政策を打ち立てるとか、そういう

ことはどうなんですか。大臣としては基本的に賛成

なんですか、反対なんですか、このことだけは

○政府委員(鶴林宣夫君) 今回総理府に公害対策審議会を開くに際しては、公害問題がますと、公害の各省を包含した国としての総合施策の実現を図るために、公害対策審議会が設けられるということをございまして、内容的に申しまして、いまとお話をございました厚生省にあります国民の健康という立場から、公害対策審議会、あるいは産業政策の見地から公害問題を審議する通産省にございます産業構造審議会、あるいは水質汚濁防止法関係の水質汚濁防止を行なう意味合いでの審議を行なう経済企画庁の水質審議会、というようなそれぞれの機能を持つた審議会は、従来どおりそれぞれの立場において審議が行なわれるわけでありまして、それらの全体を総合した国としての公害施策の最高方針ということについての審議をするのが公害対策審議会でござります。そういう意味合いで、内容的には従来のものとのダブリは全くないわけでござります。

なお、公害審議会は、名称は公害審議会でございますが、法律の規定によりまして審議の内容は公害並びに一般生活環境という問題を審議しております。部会は今日でも公害部会、水道部会、汚物処理部会、それから生活環境部会といふような各種部会によってそれぞれ審議が行なわれておるわけでございまして、むしろ実体は生活環境審議会のほうがあらわしい、また今回総理府でできました公害対策審議会とまぎらわしいということから、本来の内容にむしろ最も適切であると思われる生活環境審議会に名称を変えたわけでござります。

○伊藤頸道君 次にお伺いしたいのは、公害がそこにあるということになると、そこに公害発生源が必ず考えられるわけですね。そこで、責任はすべて企業にあるのだという意見も現実にあらわけですね。それと、公法上の基準を守つておれば責任はないんだと、また責任は免れるんだ

と、こういう全く相対立する意見が現実にしません。それでお伺いするわけですが、厚生省としては、公害防止の第一次的な責任はいわゆる企業にありますのか、あるいは国にあるのか、この点をはっきりさしておかぬといかぬと思うのですが、が、公害対策基本法を見てもこの点はどうも明確に規定された部分がないわけですね。この点については、厚生省としては一体那辺に責任があるのか。これはもちろん、先ほども繰り返し申し上げた公害行政の基本的な考え方でありますから、大臣この点はいかがでしょうか、厚生省としてはどちらに重点を置いておるか。

○國務大臣（坊秀男君） 公害防止の第一次の責任者というものは、これは申すまでもなくその公害を発生したところのものである。そうして、公害を発生したものといたしましては、工場から公害を発生するということになりますと、その工場活性化をやつておるところの企業であると、こういふことに相なるわけでござります。ところが、その公害と申しますものは、たとえば四日市をとりましても、川崎をとりまして、確かにその企業には違ひございません。その企業が一つの場合にはまだ公害とまではいかないといつたようなものが幾つもできてくるというようなことで、同じ煙突の高さでも一つの場合にはまだ公害とまではいきない、ところがそれが十も二十もできてくるということになりますと、これはまさに質的な変化と申しますが、いままでは公害でなかつたのが質的な変化をして公害になつてくるといったようなことで、そういうたよな場合がしばしばある。これがまたいわゆる公害であろうと、こういふふうに考えます。そこで、そういったような場合には数々の原因者というようなものがこれが公害の責任者であるということに相なるわけでございますけれども、さだにまた、そういったような公害と、たとえばその工場立地とか投資計画といったようなもののについて、これはまたそういったような公害を起こすような計画といったようなことに相なつてしまりますと、これはまたそれに対しても

その公害が起つたことに競合して原因者が生じてくるといったようなこともありますけれども、いずれにいたしましても、私はその工場が新設された、いわゆる公害行政の主管は厚生省ということになるわけですね。そうしますことに対して、産業界では、これは厚生省に産業公害政策の主管が移ると環境衛生面への配慮が優先出てくるであろう、こういうことは当然産業界には出てくる意見だと思います。そこでお伺いするわけですが、国民の健康保持を厚生省は任務としておるわけですね。そこで、産業の育成と国民の福祉の保持、これはいずれも大事なわけです。が、これの両者の調和をはかることはなかなかもって容易ではないと思うのですが、この両者の調和をはかることにとつてどういうふうに基本的に厚生省としては考えておられるのか。

○國務大臣(坊秀男君) 公害の防止と産業の健全なる発達との調和ということは非常にデリケートな問題でございますが、厚生省といたしましては、もう公害防止につきまして、いやしくも人間の健康なり生命にかかるるというような場合には、これはもうその産業との調和といったようなことをこの法律の性質上考えではおれない。いやしくも健康にかかるるといったような場合には、絶対に健康を優先する、公害の防止ということを優先する、こういう考え方を堅持いたしております。ところが、一歩進みまして、たとえばそういったような場合から一步進みまして、生命あるいは動物、植物といったようなものもそん

などに被害をこうむらないようにしていこう。つまりその生命、健康の保持というところから一步を進めまして生活環境をよくしていくこうといったような場合には、これはやはり産業の健全なる発達との調和ということをこれ考えてまいりませんと、たとえば川崎、四日市でございまさが、「これは工業地帯として非常に発達しておる。だから、こここの公害がいやしくも人命に、生命に非常に障害になるといつてありますならば、これはもう絶対にあらゆる手段を尽くしてそれを防止をしていかなければなりません。しかし、それをもつと進めて、非常にいい空気にしていこうと、必ずしも観光地の空気にはこれはなりつけはありますけれども、もう少しまたとえば高尾山あたりの空気今まで持つていう場合には、これはやっぱり産業との調整をはかっていかなければならない、こういうふうに考えている次第でございます。

反するような、非常に対立するような状況に置かれているのが現実ですね。そこでお伺いしているわけです。

だから、いま一度言うと、産業育成と国民福祉の保持、この二者を調和させるために厚生大臣としてはどのような基本政策を持っておられるかと、いうことなんですね。

○國務大臣(坊秀男君) 非常に大きな問題でござります。申すまでもなく、厚生省は国民の福祉生活ということを、これをあずからいるのが厚生大臣と省でございまして、厚生省は国民の福祉といふことにについては、これはもう常に重大なる使命としてその福祉を、福祉行政を遺憾なくこれを実行していくというのが厚生省なんだとございます。そこで私は、その基本論を申しますと、国民の福祉生活といつたようなものもこれは向上進歩させていかなければならぬ。そのためには、いろいろ社会保障の問題もありましょうし、その他の固有の福祉増進といったような問題もございましょう。

そういうたような常に国民の福祉生活というものは、産業と申しますか、経済と申しますが、そういうたようなものも、これはもう経済はどうでもいいのだ、福祉生活がさらに進んでいけばそれでいいんだというような考え方では、国民の福祉といふものが向上するわけには——それは幾らかはいたずなしても、大いにこれを向上させていくというようなことにはまらないと思います。そういうようなこと。ところが、この二つの福祉政策とそこと産業政策ということとは往々にしてその進路にあたりましてこれがぶつかるということは、伊藤委員御指摘のとおりでござります。そういうたようなぶつかったときにどうするかということになるとございますが、本来私は私は、この産業とそれから国民の福祉生活といふものは両々相並行してこれは向上していかなければならない問題である。それで、本来これは常に対立したりぶつかりたりするものではない。その進んでいく進路においてまあそれがぶつかるということもこれは

あり得るわけでござりますけれども、私は何としても、この公害とかなんとかいうことは離れません。でも、両々相まって国民の福祉というものが向上進歩していくものであらう。しかし、私といたしましては、厚生省といたしましては、国民の福祉ということについての行政をあずかつておるのもござりますから、私はどまでも国民の福祉というようなことについて非常に重点——ウェーブを置いてまいらねばならぬと思ひますけれども、本来これがぶつかり合うものであるというふうには私は考えていないのでございます。

○伊藤頸道君 まあ大体大臣のお考えはわかりましたが、私が特にお伺いしておる点は、いま大臣の言われたとおり、両者が本来対立したものではない、やはり相提携して初めて成果をあげ得る。それはそのとおり、こういう場合は問題ないわけです。相衝突した場合、相反した場合どうするかという場合に対する厚生大臣のお考えを伺つたわけです。大臣は立場上国民の健康保持に重点を置いてやっていきたいということであるから、これはこの問題が主体ではございませんから一応了承して、次の問題をお伺いいたします。

次に、公害部の所掌事務の中で、「ばい煙の排出の規制その他環境衛生に係る公害の防止に関すること。」とあるわけですね。提案理由にもあるわけです。そこで、「環境衛生に係る公害」とは一体具体的にはどのような公害をさしておるのかという点、まず一つ。

それから、公害審議会の答申では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、この五種類を行政上の公害として指摘しておるわけですね。そこでお伺いするわけですが、所掌事務の公害とは、これらのはかに日照り障害というのがある、あるいはまた電波障害等々のこれ以外の公害と言われるものも含まれるのか、こういう問題ですね、これらの問題をあわせてお答えいただきたい。

点のみの対策にとどまらないわけでありまして、たとえて申しますれば、石油の中から硫黄を取る、その硫黄を取る脱硫の技術開発、あるいは自動車のエンジンの音を低くするようなエンジンの開発をするとか、飛行機の騒音を低くするような装置の開発とか、飛行場の規制をするとかいうよな、厚生行政はゼロではございませんけれども、本来の健康を守る行政の主管の範囲内にあるものばかりではございません。したがいまして、厚生省におきましては、その各種広い分野の公害施策のうちの国民の健康を守り生活環境を快適にするという見地からの公害施策を行なうといふ意味合いで「環境衛生に係る公害」と、かよう書いてあるわけでございます。

それから、御指摘の日照りあるいは電波等の障害もこの公害部の所掌事務の公害という範囲に入れるかという御質問でござりますが、これは、公害基本法にあります大気汚染、水質汚濁、騒音等のもののか、この基本法に載つておりますん、ただいま先生御指摘のような日照り等の、人の健康であるいは生活環境を脅かす公害全般をやはり所掌事務としておるわけであります。

○伊藤顕道君 この所掌事務の中で、下水道の終末処理場に関することがあるわけですね。これは、今国会に別途提案しておるいわゆる下水道法の一分改正案、さらにはこれを下水道の終末処理場の維持管理に関することと改めているようですが、これは一体理由はどういうところにあるわけですか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(錦林宣夫君) 先般、下水道の建設事務は従来建設省が担当しておったわけでありますが、ただ終末処理場だけは、その処理場がさわめて衛生に關係が深いということから、処理場だけが厚生省の所管で建設が行なわれておったわけであります。今回内閣の方針といたしまして、その他の下水道一般と処理場をも含めて建設事務を一貫して行なう。ただこの処理場は、その維持管理が悪いときには直ちに環境衛生に障害を与えるということから、これは厚生省の所管に残すと、こう

いうことになつたわけでございまして、これはきわめて公害に關係する重要な行政でございますので、この部分を今回公害部の所管に入れることといたしたわけでござります。

○伊藤彌道君 それでは、私の質問はまだいいや残つておるわけですが、時間の關係もございますので、あと一問お伺いしてきょうのところ質問は終つておきたいと思います。

さよう最後この間、ここ、点は、まつたく直

き」と最後にお似いしたい点は、いまの下水道行政に關係しては、昭和四十一年に行管が勧告をしておるわけですね。それによりますと、下水道の整備を円滑かつ強力に推進するためには、下水道行政の所管を建設省に一元化することが適當である、こういう四十一年九月行管の勧告があるわけですね。そこでお伺いするわけですが、そういうことになると、なおこのし尿処理との関連について、厚生大臣の意思を尊重するよう法的措置を講じよ、こういう勧告があるわけですね。この勧告とこの所掌事務とはまつ向から相反すると思うのですが、いま行管の勧告によれば、下水道行政は建設省に一元化せよと、こういう勧告をしているわけですね。しかし、この公害部の所掌事務の中にやはりそういうことは入つておるわけです。そうすると、行管の勧告は軽く聞き流すといふことであれば、これは問題ないわけですからども、行管の勧告に対して大臣はどういう態度で臨んでおるのか、まずその基本的な考え方をお伺いしたい。これだけです。

○國務大臣（坊秀男君） 行管の勧告は、御指摘のとおりであります。そこで、今日まで下水道、つまりパイプのほうですね、下水道というものは、これは建設省がその所管をしておったわけでございました。これに連結しておりますところの終末処理場だとかそういうものが、これが厚生省の所管になつておったことは、御案内のとおりでござります。これが両方が別の役所になつておるわけでございますけれどもそれを建設していくという意味におきましては、これが二つの役所に分かれておるということが、新設、建設をしていく上において是非

常に一元化されてないので、そこで建設がはかばかしくないか、あるいは、どうような議論があつたわけあります。そこで、この際に、下水道も終末処理場も含めたものを、これをできるだけすみやかに、財政の問題もございましょうけれども、支障なく建設をはからしていくと、いためには、これは一つの役所で所管したほうがいいんだじないか、といふことが、一方におきまして非常に強い議論が従来あつたわけです。それを行管、つまり行政監理委員会なりが取り上げまして、これを建設省に一本化して所管をする、こういうような段階に相なつたわけでございます。しかし、それは建設でございまして、終末処理場で処理されるところの汚物、污水といったようなものは、これは完全に処理されておりませんと、あるいは伝染病の病源がそこから発生したり、あるいは海水、河川が汚染されるといったよなことに相なりますと、これはそういったよな場合の責任は厚生省にある、こういうことでございますので、そこで、その建設をするためには、なるほど一元化したほうが建設ははかるであろう。だがしかし、処理場における処理、処理場の運営といふことについて、そこまで建設省がやるということは、これは今日の建設省といつても、それを管理するとかあるいは運営していくといつたよなことは、建設省はそういうふうになつてない。そこで、そういうものをつくることは建設省がつくりますけれども——下水道と処理場とを一貫的につくりますけれども、しかしながら、終末処理場の運営管理といつたよなことにつきましては、万端なきを期していくためには、これは厚生省が所管をしていくということとござります。

かい処理場、そういうたようなものは、別に下水道などとは連結していないということで、これは申すまでもなく厚生省で今までどおり所管していく、こういうことになつたわけでございまして、私は、そういったようなことで運営していくが、これについての大きな支障はないじやないかと、むしろ建設がこれによつて非常にはからずくればこれはたいへんけつこうなことであり、またそのし尿処理場とそれから終末処理場との間の、あるいは厚生省の清掃の仕事とそれから終末処理場の仕事とがお互に連絡をし合つて、そして建設のほうも運営のほうもやってることになれば、これは決して支障が起らぬるものである、かよううに考えております。

やつてもらう、そういうことをもあわせ考へて、行管が勧告したと思うのです。しかしながら、繰り返し申し上げておるよう、これは建設省でありますと厚生省であろうと、下水行政をりつぱに運営して終末処理の運営管理がりつぱにやつておけるということであれば、これは問題ないわけですが、そのところに厚生省確信を持つてやつていけるのかどうか。屎尿処理場とかこういう問題についての苦情が相当多く伝えられておるわけですね。そういう国民の要望に強くこたえて、厚生省は公害部も新設したのだから、今後十分国民の苦情など出ないように、十分終末処理の運営管理、そういう点については国民の心を心として、十二分にやつていける、そういう確信が大臣におありならぬつこうです。そこでこれについての大蔵の最後の決意のほどを、ひとつ伺つておきたいと思います。

心でなかったとおっしゃるかも知れないけれども、人間の健康を守るという点においては非常に遺憾な点が多い。将来は、公害対策基本法でもできれば、厚生大臣は十分国民の健康を守ることができますという確約がおきになるかどうか、大臣の御確信を承りたい。

○國務大臣(坊秀男君) この行政の機構、仕組みの問題と、それから能力と申しますか、その問題は、これは必ずしも一致したものではない。

機構がありつぱりよくできておつても、これに携わる人間がそこまでいかぬ場合には、機構がありつぱりでもなかなか実効はあがられない。また機構がそこまでできなくて、それに携わる人が非常に優秀な能力のあるという者がありますならば相当機構の欠陥といふものをカバーすることができます。それが私は人間社会の当然のこととがでないと、これが私はこういったような機構の仕組みをつくりまして、公害防止という大事な非常に重要な役割りを引き受けることと相なつたのでござりますが、私いたしましては、全力をあげて、そうしてこの使命を果たしてまいりましたとだと思ひます。そこで私はこういったような機構があるようございますが、現在公害課には事務職員が何ぼおりますか。

○政府委員(館林宣夫君) 現行の定員は九名でございますが、他課等との併任職員を含めまして十四名でございます。

○鬼木勝利君 今まで公害課に九名ぐらいおつて、にわかに公害がたいへんなどになつた、それで公害部を置かなければならぬと、これはえらいおかしな話で、だつたら、公害部を今度新設すればどれだけ増員するんですか。公害部というのはどういう組織機構になるんですか。それでどれだけ今までの公害の行政事務をカバーすることができるんですか。

○政府委員(館林宣夫君) 今回公害部の設置に伴います定員の増は部長外十名でございまして、その結果、公害部の構成は庶務課、公害課並びに環境整備課という三つの課を含むことになります。

○鬼木勝利君 それで全部で何名ですか。

○政府委員(館林宣夫君) 職員は全部で三十二名、そのほか併任が四名でございます。

○鬼木勝利君 今までわざかに九名でやつておつて、急に公害部を設けなければこれはたいへんだ、公害問題は今日盛んに国民のこれは大きな問題になつてゐるんだが、これはいまわかつたんですね、そのほか併任が四名でございます。

○政府委員(館林宣夫君) 公害の所管をいたしておられます法律といたしましては、ばい煙規制法が非常に成長発展いたしまして、それによって産業設備といふものが非常に充実整備されてきました。それは関係職員の講習等をいたして技術力の向上につとめております。また他面、公害の人体に及ぼす影響の調査を専門の学者に委託して進めております。その調査結果を行政に反映する努力をいたしております。

また、四日市に対しましては、特別調査班をつくりまして、四日市の特別公害対策を推し進めておりまして、一方、公害防止事業団を新設いたしまして、その事業団を監督いたしまして各種の公害防止事業をさせるということをいたしておりま

すし、また、新産、工特等の都市における工場設置に際しましては、これらの都市が公害を起こさないよう事前調査をいたしまして、通産省の調査とあわせて今後の立地規制といいますか、公害対策の指導をいたしております。いまでは大体

このようない行政を担当いたしてきております。

○鬼木勝利君 公害課にわざか九名で、全国的にそ

ういう指導ができるいるとあなたの方はお考えかもしれませんが、事実においては指導ができるおりません。しかも各都道府県を指導していると、公害に対しては人体に及ぼす影響あるいは環境整備といふようなことに對しては十分万全の策を講じているとおつやつておりますけれども、で

はただ答弁のための答弁では、それはよろしくな

い。

○政府委員(館林宣夫君) 公害は、公害の中でも

騒音のようなものは、必ずしも役所が調査をしなくて、住民自身が被害を訴え、現に各種公害の訴

えの中では騒音の訴えが最も多いわけであります

汚物が流れているというような点も全部ほつたらかしている。地方の保健所あたりは全然巡回指導をしていない。わずか九名ぐらいであなた方はございまして、ばい煙のすなわち大気汚染の進展の状況を調査いたしまして、必要が生じた個所は地域指定をして、地域指定をした地区に対しましては、煙突等から排出する煙の質、内容の規制をいたしております。すでに全国で十数都市、そのような指定をしております。そのほか、それを定期的に一度

おづかに運搬や、書類なんかではやつておるかも知れぬと思ひますけれども、実際あなた方はやつたとおつしやつてあるけれども、それは單なる通牒や、書類なんかではやつておるかも知れぬと思ひますけれども、実際あなた方は、それで地方法はできていると思つていらっしゃいますか、そ

の点をもう一度。

○政府委員(館林宣夫君) 公害施策は比較的近年

の設定とかいろいろあるでしょうが、大体規制が

主體になるのか、それともあなた方が監視をす

る、実際に指導巡回監視をするのであるか、ただ

単に規制によつて指令を出すのか、公害部の主たる任務をお話ししてもらいたいと思います。

○政府委員(館林宣夫君) 公害は、公害の中でも

騒音のようなものは、必ずしも役所が調査をしな

くて、住民自身が被害を訴え、現に各種公害の訴

えの中では騒音の訴えが最も多いわけであります

が、知らず知らずの間に慢性的に人の健康をむしばむような大気の汚染のようなものは役所が十分監視をし、現状を把握しない限り、公害対策は後手に回り、大事に至るおそれがあるのであります。しかし、具体的に公害を防ぐ措置を講ずる場合には、規制もさることながら、予防的な政策を進めることが大事でございます。一たん公害ができ上がった都市を再開発的に住宅の移転をするとか、グリーンベルトをつくるとかいつても、金がかかるばかりでございまして、実際の効果がなかなかあがらないし、もはや工場が相当な施設をしてしまったものはあとから規制をかけるといつてもなかなかか守られにくくという問題がござりますので、まず公害の進展を調査の上で予測をいたしまして、公害が起こらないような計画をさせる、都市の配備をする、工場の規制をしていくと、これが必要であるわけでございまして、第三番目には公害の規制をかけていく、こういうような順序になるかと思います。

ような住宅地区を移転させて、そのあとへグリーンベルトをつくるをとるようなことをございましたし、あるいは公害を特に発生しそうな工場は今後つくらせないというようなことをする方法もございますし、あるいは工場から流れ出る油が色を汚染しまして、ほとんど売り物にならないよろしくさい魚にするということで、醸油の処理の装置をする、あるいは公害患者らしい患者が出た者に治療をする、その治療をかるというような総合施策が必要になるわけであります。これらの総合施策はその地域の特性に応じまして、今後その規模に応じて小さいものは地方が独自で検討し、大きな施策につきましては公害対策会議が基本方針を示しまして、その基本方針に応じて各地方政府が具体案をつくっていくと、かようしたことになるわけでございまして、公害部はその庶務をつかさどるものとして各種各様の調査資料を集め、それをもとにした各種各様の案のようなものもこれも資料としてつくるというようなことをするわけでございます。

○鬼木勝利君 それは一、二の例をいま聞いたわけですがね。じゃ、各種各様の当然その方策が、対策が全部考えられておるのでですね。考えられておればそれを資料としていただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) この一定の地域、たゞいま申しましたような四日市地区とか京浜地区的対策——汚染防止とかあるいは隅田川の水質をよくする方策というようなものはそれぞれその地区にあるわけでございまして、今後この基本法の制定に応じてつくつてまいる、かようなことになるわけでございまして、今までの間にこの公害課が実施に当たつてまいりましたのは新産、工特地区の予備調査をして、その予備調査をもとにして予防的な意味合いでの総合的な判断を下し、それによつてその地元の地方公共団体を指導してまいつたわけでございます。

○鬼木勝利君 ジャ、公害対策基本法ができて、それのつまり公害防止行政の推進のために将来は

そういう策定をする、こう了解していいですか。
総理府の中にも公害庁を設けるという案があると承っておりますが、その点はどういうふうに考えておるのか。

○政府委員(詰林宣夫君) 今回この公害基本法を制定するにあたりまして、公害対策を強力に進め行政機関について相当慎重な検討が行なわれたわけであります。その検討の内容といたしましては、ただいまお話のございました総理府に公害を特に担当する公害庁のようなものをつくるという案、あるいは公正取引委員会のような行政委員会をやはり総理府のようなところにつくつしていく、こういう案、あるいはこの法案に盛られておりますように、国家行政組織法の中の第八条のような附属機関すなわち対策会議というような会議方式の審議会のような性格の協議体をつくつていく、こういうような案がいろいろ論議されたわけでございまして、御指摘のよろんな総理府に公害庁をつくるということも検討されたわけでございますが、最終的には法案に示されましたように、公害対策会議という方式が一番よろしいということで、このように意見の一一致を見たわけでございます。

○鬼木勝利君 公害が起きた場合の被害者の救済方法といいますか、救済策として何か保険制度というか、あるいは何か基金制度というようなものを作つくるというような案は現在厚生省にはお考をないんですか。

○政府委員(詰林宣夫君) 実は公害の今後の施策を進めるにあたりまして、最も検討を必要とするといいますか、もっと端的に言えば研究がなお十分なされてない部分が、被害者の救済の部分でございます。それは公害の原因者が必ずしも因果関係が明確でない。因果関係が明確でなくかつ被害者が必ずしも明確な被害者とも言ひがたい。たとえば四日市におけるぜんそく患者というような

ものは、ほんとうに公害によるぜんそく患者であるのか、あるいは四日市に住んでなくともぜんそくを起こしたかもしれないぜんそく患者であるのかということは、医学的には必ずしも明確でないわけがありますが、このような対象に対して救済者は公害によって起つたろうと想像はできるわけがありますが、このように対象に対して救済としてどういう措置を講じていくか、また、加害者といいますか、原因者といいますか、原因者としてもどことどこの工場がはつきり原因であるということは必ずしも科学的に明快に割り切れるものではない、損害賠償を要求するという形で補償を求めることができない、そういう必ずしも厳密な因果関係が結びつかない関係に対して、補償なり救濟なりの措置をどう講じていくかということは非常にむずかしい問題でございまして、たとえば天災等における被害者に対する救済制度、そのほかいろいろな障害を受けた人の救済制度というようなものとの関連、そういうものを考えていく必要もあるし、救済の範囲、方法、そういう問題がいろいろあるわけでございまして、ただいまお話をございましたような保険制度というのも、救済制度の中に考えていく一つの問題であろうと、かようないく私ども考えておるわけでありますが、今日の段階で、それでは具体的にこれをどう応用していくかということはなお今後検討してまいりたいと、かように考えます。

をよく見ますと、やはり依然として、何か高度成長期の間違った考え方の遺物のように私は思うのですけれども、大臣はそこをそのようにお考えになりましたか。

○国務大臣(坊秀男君) どうも私はさように考へないでございますが、いまおっしゃつたのは、経済が健全な発達をすると生活環境が害される、と、こうおっしゃるのですか。

○鬼木勝利君 ええ。

○国務大臣(坊秀男君) どうもそこの規定は、私はさようには解釈をいたさないのです。

○鬼木勝利君 ではよろしくうございます。それでは私は申し上げますが、私は原則として公害關係法は、あなたのおっしゃるように、健康の保護と生活環境の保全のみを目的としておらなければならぬと思うのです。だったら各産業の保護といふ点におきまして他の産業立法はたくさんあるはずです。もしもこの公害關係法の目的にまで産業を持つてくるならば、逆に今度は産業關係法の目的の中にも健康の保護と生活環境の保全というものをうたう必要があると思う。これはおかしいではないですか。国民の健康保護ということを目的とした公害基本法に産業の発展をうたつていく必要があるのですか。あなたの考え方は少しおかしいじゃないですか。だったら他の産業立法にも、たくさん産業立法があるはずですが、その中に国民の健康保護というのをうたつていますか。おかしいね。ただ公害基本法にのみうたつている。他の産業振興の立法には国民の健康保護というようなことは明示していない。ただ公害關係法の目的だけにそういうことをうたつてゐる。おかしいじゃないですか。どう思いますか。

○国務大臣(坊秀男君) これはたいへん大きな問題でございますけれども、先ほども私申し上げましたけれども、本来は人間の健康を保持するということと産業の発達ということは、これがお互にぶつかるようなものではない。ところが、無制限に産業の発達ということだけを考えまして、そししてもうほかのことは一切かまわないのだ、こ

ういうような考え方でもって、それで産業の成長成績というのをのみ考えてまいりますと、これは人間の健康を、生命を阻害するような公害が必要になります。ところが、産業といひものは、人間が生活していく上における一つの手段方法であり、目的はわれわれが健康にして健全なる生活をしていくことが人生の目的でなければならぬと私は思います。さような意味におきまして公害基本法はわれわれの生命、健康にかかる場合にはこれはどんなことがあっても公害を除いて公害基本法はわれわれの生命、健康にかかる場合にはこれはどんなんことがあっても公害を除いていこう、こういたてまえをとつておるのではございませんけれども、しかしながら、それならさらにもう一歩進んで、われわれの生活が非常に快適であるというような環境をつくるためには、もう産業というものを顧慮しないで、われわれは東京の空気といふものを全く利根川の奥の空気になります。これは東京地方あるいは川崎地方には産業が非常に興つております、東京の大都會が、川崎の空が非常に、いまのところ非常にと申しましようか、汚染されておる。しかし、それをどこまでも利根川の奥のような環境にまでもつていこう、こういうことになりますと、東京の大都會あるいは川崎の工業地帯といったようなものが、その大都會であり、また工業地帯であるといふところまで立地ができなくなつてしまふ。それではどうも行き過ぎじゃないか。それはかえつて角をためるというような結果になるのではないか。

そこで一步進めてそこまではいかないにしても、ある程度東京の空をきれいにしよう、川崎のいい煙をもつときれいにしようといったように、積極的にわれわれの生活環境といつたようなものをいふものにしていこうといつた場合は、やつぱり産業の立場も顧慮いたしまして、それで産業があつたつておるわけであります。

○政府委員(館林宣夫君) 同じような書き方が環境基準のところで述べられておりまして、環境基準のところは、健康とか生活環境、あるいは産業との調和といふものが比較的理解といひますか、読みやすく書かれておりますが、これを一つの文書にまとめて目的の条文に書いてありますために、やや内容が把握しにくい点があるわけであります、この目的的文章を分解して申し上げますと、公害の防止は国民の健康を保護することが目的である。いまひとつ、生活環境を保全することも目的であるが、その保全のしかたは「経済の健全な発展との調和を図りつつ」保全する、こう

おるのだと理解をいたす次第でござります。これがもし「経済の健全な発展との調和を図りつつ」という文章がない場合を想定いたしまして、「国民の健康を保護する」という、その保護のしかたと、「生活環境を保全する」という保育を得ぬ、こう解釈しなければいかぬです。あなたのお説でいけば、あくまで人間の健康を保つということは、公害基本法でありますから、産業の発展、経済の健全な発展というものの調和をはかるということに私は問題があるといふことを申し上げている。調和をはかつていくから、ある程度までは被害があつてもがまんをしろということにこれは解釈されるような場合が出て来るならば、あらゆる産業關係法の目的の中に、健康の保護と生活環境の保全をうたう必要があるんじやないか。こういうことを私は申し上げておるんですね。ところが、他の産業關係法規には国民の健康保持といふことはどこにもない。ただ、国民の健康を守る公害法案に対しては産業の発展と調和しつつある。だから、産業による公害をこうむつてあるものに対する処置としてはこうするんだということになればこれはわかりますよ。その点は、これは私は大いに疑問に思うんです。どういうふうに考えられますか。

○政府委員(館林宣夫君) 同じような書き方が環境基準のところで述べられておりまして、環境基準のところは、健康とか生活環境、あるいは産業との調和といふものが比較的理解といひますか、読みやすく書かれておりますが、これを一つの文書にまとめて目的の条文に書いてありますためには、やや内容が把握しにくい点があるわけであります、この目的的文章を分解して申し上げますと、公害の防止は国民の健康を保護することが目的である。いまひとつ、生活環境を保全することも目的であるが、その保全のしかたは「経済の健全な発展との調和を図りつつ」保全する、こう

ようとするのか、上高地ほどきれいにしようとするのか、

するのか、富士山の頂上ほどきれいにしようとするのか、非常に幅の広いものがあるわけあります。したがいまして、その程度は産業の健全な発展——この場合の健全なという意味は、国民的視野において、常識的に、あるいは世界的視野において当然考えられる程度の発展を考慮しながら生活環境を守っていく、こういうことを書いてあるわけでありまして、たとえ産業がどうなるようと、国民の健康はあくまでも守る、ここがややこしいように読めるわけがありますが、内容はそういうことを意味しております。

○鬼木勝利君 どうも、だから私はそこが……、それで日本の国民生活、国民経済の政策が……、どうもその点はわからぬ。この文は、私はむしろ経済の健全な発達ということはなくして、私企業といえども、意味が違ってくると私は思うが調和をはかりつつと言えば多少わからないことないような気持ちがするけれども、日本の国民経済の健全な発達との調和をはかりつつということになると、意味が違ってくると私は思うがね。だから、国民経済の健全な発達がだんだんと発展していくと、国民の生活が保全される——経済が発展すると保全される。——やはりどうしてもその点が、生活環境が経済の発展によって破壊されるのだということを逆に考えられるわけですね。この点はひとつ私もなお研究しますから、どうもこれを私は疑問に思う。目的ということに対する非常に私はこれは、それでいるような気持ちがする。目的は、人間の健康を守るということが公害基本法のこれは要綱ですから、これがもう一番目的なんですから、それに産業の発展と調和をはかりつつといふことになりますと、どうしても私はそこに達った考えが、達った観念が出てくる、生まれてくる。だつたら他の産業関係立法にも産業の発展をはかるとともに人間の保全を保していく、人間の健康を保つていくということを産業立法にも全部入れなければならない。そういう考え方があ

私は浮かんでくる。ところが、他の産業関係法の目的の中には、健康の保護と生活環境の保全をうたっていない。そこに私は疑問を持つのですが、どう考えるのですか、どう考えますか、局長。

○政府委員(鎌林宣夫君) 御指摘のように、企業体の——個々の企業の健全な発展というほうがわかりやすいかも知れませんが、これをあげてわざわざ経済の健全な発展との調和を書いたのは、個別の企業は、場合によれば、かなり強い規制を受けるかもしれない。しかし、国民経済の、国民的視野においての國の経済の健全な発展をこいねがう、それとの調和は、やはり生活環境を守つて、ある程度ははかりていかざるを得ない、かようになにここで述べているわけでございます。どうしてこんな文句がここにあるかという疑点はおありでありますよが、これは本来であれば、公害基本法をつくる目的は、産業の保護育成のためであるばかりではなくて、国民の健康を守り、生活環境を守るためではありますけれども、その政策を実施する過程において産業との調和をはかるということが政策非常に重要な部門を占めるということが一点であります。すなはちこれが今後のあらゆる総合議題になる。産業との調和をどこではかつていくかということは、公害政策の重要なポイントであるといふことが一つと、いま一つは、先ほど私が申し上げましたように、これがない場合には、国民の健康の保護と生活環境の保全は同一、同様といふような解釈になるということで、それを排除する意味合いにおいても、ここへ挿入したものでございまして、もしそういう必要があれば、この字句はないにこしたことはないということは御指摘のとおりでございます。

○鬼木勝利君 これは何ば議論したって——まだ

○委員長(豊田雅孝君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

私は浮かんでくる。ところが、他の産業関係法の目的の中には、健康の保護と生活環境の保全をうたっていない。そこに私は疑問を持つのですが、どう考えるのですか、どう考えますか、局長。

○中沢伊登子君 鎌林局長お帰りになるようですけれども、先ほどの鬼木さんの質問の答弁でちょっと耳ざわりの点が一点ございましたので、厚生大臣でけつこうでございますが、先ほど、四日市せんそくは、あそこの住んでる人がもしかに住んでいてもぜんそくなつたかも知れない、何も四日市に住んでいたから四日市せんそくなつたのではないかも知れないという御答弁があつたわけです。実は、この間一週間に十日前の「こんにちは奥さん」というN H K のテレビに厚生大臣は御出席になつて、あのときに実は私の親戚の者が一人あそこに出ておりました。実は、大阪の埠市に住んでおりますけれども、埠の公害でのどがすっかりやられてしまいました、もうほんの声が一人あそこに出ておりました。実は、大阪の埠市に住んでおりますけれども、埠の公害でのどが出ないような状態になつております。の中に厚生大臣おいでになっておられましたけれども、先ほどの御答弁を伺いますと、あれはあの公害のひどい埠に住まなくとも、やつぱりあの年齢になれば声があのようになつたかも知れないといふように受け取れたわけです。これは私はたいへんな御答弁だと思います。厚生大臣はある席におられたので、大臣はどうお考えになられますか、御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(坊秀男君) 環境衛生局長が答弁して

おつしやるとおり、四日市せんそくは、これは必ずしも四日市に住まつておつたからであるという

御答弁だと思います。

○委員長(豊田雅孝君) 局長、よろしいですか、それ

で。

○中沢伊登子君 局長、よろしいですか、それ

で。

○政府委員(鎌林宣夫君) たゞこの害による肺ガ

ンの発生とか、あるいは大気汚染によつてわりあい

起つてまいりますのは閉塞性の気管支炎を起す

間は器質的な変化がなくて、せきとかたんとかと

いうものが臨床症状として出てくる。そのうちに

器質的な変化があらわれ、心臓を侵食されてくる

といふ順序であります。これは一般的な慢性気

管支炎の病状を呈してくるわけであります。

したがいまして、今日四日市におきまして数百名の方が公害病

患者といわれて、公害病として治療を受けていま

すが、それは施策の対象もあるし、今後十分こ

れらに対しても保護をする必要はあるけれども、嚴

密に医学的なあるいは裁判上の区別をするとな

れば、いま申しましたように、一般の地区におけ

る、公害にあらざる慢性気管支炎の患者と、四日

市における慢性気管支炎の公害に惹起すると思わ

れる患者との差異は認められない、こういう点を

申し上げたわけでございます。

○石原幹市郎君 関連して一言。その場合、公害

ということがはつきりわかつたように認定された

場合に、国はそれらの治療その他についてやはり

責任を負うという気持ちですか、どうですか、そ

このところを。

おればその中にはぜんそく患者もいるわけでござ

いませんから、全部が全部これは一人残らず四日市

せんそくのためだということでも——あるいはそ

うかもしれないが——そのところははつきり断

定はできないのではなかろうか、環境衛生局長の

御答弁もそういうことでなかつたかと私は思うの

でございますが、そういう意味でひとつ御了解を

願いたいと思います。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。

○中沢伊登子君 鎌林局長お帰りになるようです

けれども、先ほどの鬼木さんの質問の答弁でちょっと

耳ざわりの点が一点ございましたので、厚生大臣

でけつこうでございますが、先ほど、四日市せん

そくは、あそこの住んでる人がもしかに住んで

いてもぜんそくなつたかも知れない、何も四

日市に住んでいたから四日市せんそくなつたの

ではないかも知れないという御答弁があつたわけ

です。実は、この間一週間に十日前の「こんにち

は奥さん」というN H K のテレビに厚生大臣は御

出席になつていた。あのときに実は私の親戚の者

が一人あそこに出ておりました。実は、大阪の埠

市に住んでおりますけれども、埠の公害でのどが

すっかりやられてしまいました、もうほんの声

○政府委員(館林宣夫君) 公害に対し国がどの程度責任を負うか、どのような救済政策を講ずるかということの先ほどの御質問に対して私が必ずしも國はまだはつきり確定していないと申し上げた点でございます。それはしばしば話題になりますのは、公害と断定できるかどうかがわからぬものも議題にのぼるし、公害と断定できるものであつた場合に、第一義的には、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、原因者がすべて負担すべきものである。原因者が明確であれば、治療費があろうと、あるいは生活の保障であらうと、あらうは見舞い金のような種類のものであらうと、一切、当然に原因者が負担すべきものである。国が一般国民の税金から出すべき筋合いでない、かのように思つておるわけであります。問題は、完全には原因者の追及ができない。その場合に原因者の追及のできない程度が、九五%ぐらいはわかるが、あとの五%がわからないものもあれば、八〇%ぐらいはわかるが、二〇%ぐらいはわからないものもあれば、五〇%ぐらいはわかるが、五〇%ぐらいはわからぬというものもあれば、あるいはもしかというものもある。その程度の度合いに応じて国がやはり持たなければならぬかどうかという問題があります。

○石原幹市郎君 もう一言。私は、そういう場

合、水俣病とか阿賀野川のようなものはそれはきつとするが、ただ一般に多発的にどうも公害か

ら四日市のぜんそくみたいなことを言われたのですが、そういう場合、これはやはり個人もいろいろ迷惑を受けるかもしれないが、その市町村なんかの財政にも非常にこれは大きな影響を来たすと思うのです、やはり社会保険その他の面から考えても、だから私、公害であろうと認定されるよろしくもできるだけ早くということで急いでおります。

○中沢伊登子君 その調査が発表になりましたら、そのあとでどういうふうに対策を立てられるのですか。たとえば審議会のようなものをつくづいていかなければならぬのだから、国がある程度責任を持つというような考え方にしていくのがいいんじゃないかと私は考えているわけで、だから、政府なり厚生省としては、そういう場合にどうしなければならぬ、どうしなければならぬということじやないですか。

○政府委員(館林宣夫君) 原因者が明確であり、原因者に負担させることができれば原因者に持たせれる。原因者に持たせることが困難である場合においては国が一部を持つ、かような方針をいまのところ立てております。

○中沢伊登子君 それでは、私は自分本来の質問をさせていただきますが、四月一日の予算委員会のときに被爆者のことについて私はちょっと厚生大臣に質問をいたしましたが、そのときに、秋ごろには大体実態調査がまとまるから、その上で何を考えていく方向であるかどうかという考え方をぼくは聞いておる。

○政府委員(館林宣夫君) 国の考え方は、従来は水俣病のときには国が治療費の一部を持ちました。それから四日市におきましては、今国会で御審議いただきました予算案で治療費の一部を持つようになっています。治療費という形で持つております。

○石原幹市郎君 もう一言。私は、そういう場

合、水俣病とか阿賀野川のようなものはそれはきつとするが、ただ一般に多発的にどうも公害か

ら四日市のぜんそくみたいなことを言われたのですが、そういう場合、これはやはり個人もいろいろ迷惑を受けるかもしれないが、その市町村なんかの財政にも非常にこれは大きな影響を来たすと思うのです、やはり社会保険その他の面から考えても、だから私、公害であろうと認定されるよろしくもできるだけ早くということで急いでおります。

○中沢伊登子君 その調査が発表になりましたら、そのあとでどういうふうに対策を立てられるのですか。たとえば審議会のようなものをつくづいていかなければならぬのだから、国がある程度責任を持つというような考え方にしていくのがいいんじゃないかと私は考えているわけで、だから、政府なり厚生省としては、そういう場合にどうしなければならぬ、どうしなければならぬということじやないですか。

○政府委員(中原龍之助君) これは集計がまとまりますれば、当然に発表をいたします。で、その発表した内容につきましてこれをどうするかといふ問題が次に起る問題でございます。それについてお伺いしたいと思います。

○中沢伊登子君 それでは、私はこの関係学者もおりまして、いろいろ相談をした上でどうするかと

いうことをきめていきたいということでございま

す。

○中沢伊登子君 あの被爆者の人たちは援護法を制定してほしいということは強い要望でございます。何とか援護法をつくる、そういうふうな方向に私は運んでいただきたい、このように思いますが、いかがございましょう。

○國務大臣(坊秀男君) 調査をいたしまして、そ

うして、その調査の結果に基づきましてあとの措置をよく考えたい。具体的にいままだ調査が完了しておませんので、どういうことにするということは、一にその調査を待つてこれをきめていきたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 鈴木厚生大臣のときは大かた審議会をつくろうというようなところまで行つておられたのですが、そのことを被爆者の方々から坊厚生大臣に陳情をされたときに、厚生大臣は、それならば一へん鈴木前厚生大臣にそのことを聞い

てみようとお約束をされたやに私は承りましたが、聞いてごらんになつていただいたでしょ

うか、どうでしょか。

○國務大臣(坊秀男君) 鈴木前大臣とはそのこと

面の調査から生活面の調査につきましては、ただいま集計中でございます。そうして、それが発表になるのは大休秋ということになつております。

○中沢伊登子君 せっかくお約束をされたよう

ございますから、早く一度前厚生大臣とお話し合いたいと思います。そして、戦後もう二十一年たつておりますのに、いまだに被

爆者のことがそのままになつておりますが、いろいろ医療保険とか対策は立てられておりますけれども、これは自民党の中では、被爆者の問題を口にいり、いろいろ議論があつたよう、産業もある程度伸びていかなければならぬのだから、国がある程度になられるのか、どういう目的でそれを調査されたのか、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(中原龍之助君) これは集計がまとまりますれば、当然に発表をいたします。で、その発表した内容につきましてこれをどうするかといふ問題が次に起る問題でございます。それについてお伺いしたいと思います。

○中沢伊登子君 それでは、私はこの関係学者もおりまして、いろいろ相談をした上でどうするかと

いうことをきめていきたいということでございま

す。

○中沢伊登子君 あの被爆者の人たちは援護法を

制定してほしいということは強い要望でございます。何とか援護法をつくる、そういうふうな方向に私は運んでいただきたい、このように思いますが、いかがございましょう。

○國務大臣(坊秀男君) 調査をいたしまして、そ

うして、その調査の結果に基づきましてあとの措

置をよく考えたい。具体的にいままだ調査が完了

しておませんので、どういうことにするということは、一にその調査を待つてこれをきめていきたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 鈴木厚生大臣のときは大かた審

議会をつくろうというようなところまで行つておられたのですが、そのことを被爆者の方々から坊

厚生大臣に陳情をされたときに、厚生大臣は、それならば一へん鈴木前厚生大臣にそのことを聞い

てみようとお約束をされたやに私は承りましたが、聞いてごらんになつていただいたでしょ

うか、どうでしょか。

○國務大臣(坊秀男君) 鈴木前大臣とはそのこと

面の調査から生活面の調査につきましては、ただいま集計中でございます。そうして、それが発表

になるのは大休秋ということになつております。

○中沢伊登子君 せっかくお約束をされたよう

ございますから、早く一度前厚生大臣とお話し合

いたしておるところでございます。その他の医学を

につきましてはまだ話しておりません。

○中沢伊登子君 せっかくお約束をされたよう

ございますから、早く一度前厚生大臣とお話し合

</div

熱意を持つてこの問題に対処していただきたいと、このように思いますが、その御意思がおあります。どうぞよろしく。

○國務大臣(坊秀男君) 原爆被爆者の扱いについて、これにタッチをいたしますと、何か思想的な背景があつてやるのじやないかというようなことをどなたが言っておるかは私は存じておりませんけれども、さような考えは毛頭ございません。とにかく実態調査の結果を待ちまして、そうしてきめるべきものはきめさせて、かように考えております。

○中沢伊登子君 被爆者に渡されている被爆手帳というのですが、健康手帳あれには二種類ありますね、特別手帳のと一般手帳のと。これは一体どういうふうに違うのですか。被爆者の方に伺うと、一般手帳ではいたした効力がないから、どうか一般手帳の人も特別手帳に切りかえてしまい、こういうふうに言つておられたのですが、いかがござりますか。この問題。

○政府委員(中原龍之助君) 被爆者の手帳の中に一般被爆者とそれから特別被爆者の手帳がございますことは先生がお話しのとおりでござります。この被爆者というものが規定されまして、それさらに特別被爆者といふものが規定されます。そして、実際上の手帳によりましての、何といいますか、医療上の効果といいますか、そういうものの差異としましては、一般手帳の所持者は健康診断を国の費用で年一回いたします。そのほかに、希望によりまして二回をいたすと、形になつております。

それから特別被爆者につきましては、これは健康診断もちろんでございますが、そのほかに、疾病が発見をされました場合に、その疾病的治療に対しまして、これは保険のある者は保険が優先をいたします。しかし、この自己負担分につきましては、これは国で見るという相違がござります。

康診断ももちろんでございますが、そのほかに、

疾病が発見をされた場合に、その疾病的治療

に対しまして、これは保険のある者は保険が優先をいたします。

なお、この被爆者の中で、被爆者の患者とい

るものにつきまして、もう一つ、いわゆる認定患者

です。

それから二番目に胎児。この胎児と申しますも

のは、先ほど一、二、三と申し上げました者の、

はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影

響を受けたような事情のもとにあつた者。

それから四番目に胎児。この胎児と申しますも

のは、お医者さんに行つても、病院に行つても、被

爆手帳を出してそれで診断をしてもらうとき、健

康診断をしてもらつたりなんかするときに、お医

者さんが非常にめんどうくさがる。普通の健康保

険でかかりますとカルテにいろいろ書きますね。

その上に、被爆手帳の中に書くものがあつてそ

ういうことをしなければならない。そういうこと

すると思われるというようなものをいわゆる認定する。これのいわゆる範囲の問題というか、いろいろ法律ができましてから、一般被爆者とそれから特別被爆者の比率がだんだん変わつてしまいまして、現在は特別被爆者のほうが多くなっている状況でございます。

○中沢伊登子君 そうすると、一般手帳を持つている人を特別の中に入れることができないのでござりますか。

○政府委員(中原龍之助君) それからもう一つ。この間五月十六日の社労の委員会で、社会党の柳岡さんの質問に対しても、現在は特別被爆者のほうが多くなっている状況でございます。

○中沢伊登子君 そうすると、一般手帳を持つている人を特別の中に入れることができないのでござりますか。

○政府委員(中原龍之助君) それから四番目は入市者でございまして、原爆

が投下されたあと三日以内に、しかも一キロ以内に立ち入った者及びその胎児。

それから五番目に、放射能の濃厚地区にあつた者。これは、いわゆる三キロ以上であつても特に濃厚な放射能があつた区域内にあつた者がいわゆる被爆者として認定をされている。

したがいまして、結局、放射能を強く受けたと

いうふうに思われる者、そうでなくして、まあ軽かつたと思われる者、大体こういう二つの分類でござります。

○中沢伊登子君 その被爆一世には健康手帳といふものは渡されませんかと伺つたのです。

○政府委員(中原龍之助君) したがいまして、た

だいま申し上げました胎児というものにつきまし

ては、その爆弾が落ちたときにつれて胎内に入つ

ていた、そうして被爆を受けて生れたという者につきましては、被爆者手帳が渡されておるわけ

あります。

○中沢伊登子君 被爆者でいま一番困つているの

は、お医者さんに行つても、病院に行つても、被

爆手帳を出してそれで診断をしてもらうとき、健

康診断をしてもらつたりなんかするときに、お医

者さんが非常にめんどうくさがる。普通の健康保

険でかかりますとカルテにいろいろ書きますね。

その上に、被爆手帳の中に書くものがあつてそ

ういうことをしなければならない。そういうこと

であります。

○中沢伊登子君 厚生省の指導を、お医者さんの

ほうにももう少しなんとか指導してほしいという

ような要望があるわけなんですけれども、いま御

て聞くわけでございまして、患者を見る上におき

まして、ほかのそれと差別があるということはあ

まり好ましくないことでござります。私どもも、

そういう御忠告がありますならば、これは心がけ

て善処いたしたいと思います。

○中沢伊登子君 厚生省の指導を、お医者さん

の担当分散をしておりますので、お医者さんに行く

のに担当遠いわけですね。そうすると、仕事を休

んで行かなくちゃならぬ。仕事を休んで行くとそ

の日の賃金がカットされる。あるいはまた、あま

うことございます。

それから特別被爆者は、これは近距離被爆者、これが一つの問題でありまして、これは三キロ以内にあつた者及びその胎児。

それから二番目が認定患者。先ほど申しました

放射能に直接基因する疾病として厚生大臣の認定を受けたいわゆる原爆症の患者。

それから三番目が特定の疾病があると認められ

た者ということになっている。この特定の疾病と

いうものは、たとえて言うならば、健康診断の結

果、造血機能の障害があるという

ような一つの疾病から見た分類でございます。

それから四番目は入市者でございまして、原爆

が投下されたあと三日以内に、しかも一キロ以内に立ち入つた者及びその胎児。

それから五番目に、放射能の濃厚地区にあつた者。これは、いわゆる三キロ以上であつても特に濃厚な放射能があつた区域内にあつた者がいわゆる被爆者として認定をされている。

それから六番目に、胎児といふものは渡されませんかと伺つたのです。

○政府委員(中原龍之助君) 原爆の被爆者の方々が健康診断を受けられたり、あるいは治療を受けられるところにつきましては、実は指定をしてあらるわけなんであります。これは広島、長崎、ここに居住する人たちが非常に多いわけで、当然そういう指定された医療機関が多いわけでございます。

それから他の県におきましても、もちろん指定し

た機関がございます。しかし、そこに居住するところの被爆者の数はわずかでございまして、非常に分散をしているという関係がございまして、あるいは場所によつては若干そういう医療機関が遠いところにあるかとも存じます。ただ、先ほどおつしやつたいわゆるお医者さんが不親切であるわけなんであります。これは広島、長崎、ここに居住する人たちが非常に多いわけで、当然そういう指定された医療機関が多いわけでございます。

それからまだいまして、結構、そこに居住するところの被爆者の数はわずかでございまして、非常に分散をしているという関係がございまして、あるいは場所によつては若干そういう医療機関が遠いところにあるかとも存じます。ただ、先ほどおつしやつたいわゆるお医者さんが不親切である

かどうかにつきまして、私は実はまだいまはじめて聞くわけでございまして、患者を見る上におきまして、ほかのそれと差別があるということはあまり好ましくないことでござります。私どもも、

そういう御忠告がありますならば、これは心がけ

て善処いたしたいと思います。

○中沢伊登子君 厚生省の指導を、お医者さん

の担当分散をしておりますので、お医者さんに行く

のに担当遠いわけですね。そうすると、仕事を休

んで行かなくちゃならぬ。仕事を休んで行くとそ

の日の賃金がカットされる。あるいはまた、あま

い声で言われる。そういうようなことで、たくさん人がいると、非常に恥ずかしいような、侮辱されたような感じを受ける。非常につらい。それ

で、できることならば、お医者さんのほうも、か

かる患者のほうも、もう少し書類を簡単にしてもらうわけにはいかないだろうか、こういうような

要望があるわけであります。

それから、広島とか長崎ではどこの病院に行つてもいいようでございます。

り遠いので交通費が相当かかる。いろいろな隘路があるわけです。そこで、その人たちは私ども普通の人間とはだいぶ健康状態が違うわけですね。外側から見てはたいして変わったところはないで、相当大きなハンディキャップを背負つておるわけですから、すぐには疲れるとか、あるいはすぐにおなかをこわしやすいとか、かぜを引きやすいとか、いろいろのハンディキャップがあるわけです。それで、そういう人たちに保健手当、そういうようなものは出せないでしょうか。それからまた、労働力を失つたような被爆者に対しても、障害年金というようなものを支給することができないでしようか。あるいはまた、身体障害者と同様の国鉄の割引、そういうものはできないものかどうか。その三点について一応お答えをいたしました。

○政府委員(中原龍之助君) ただいまの国鉄の運賃の割引あるいは障害者の保健手当という問題、それから年金の問題等お話をございましたけれども、現在は被爆者に対しまして、被爆者であるというだけでそういう年金とかいうものはございません。ただ肢体不自由者であれば、これは肢体不自由者としてのそういう恩典は受けておられると思います。で、原爆被爆者のそういう点についての問題は、私どもは今後の一つの——ただいま先生が仰せになつたことは若干援護の形になつておると思います。現在の法律は、医療のほうの関係からいわゆる原爆を受けたということがによって身体に特別の異常があるかもしれません、したがって、それによつて来るいろいろの疾患その他についてめんどうを見るという形になつておりますので、そういう医療のほうの点についてはめんどうを見ているのでございますが、ほかの点につきましては、ほかのほうで他法によつて該当するものについてだけでございます。これは将来の問題であるといふうに私は考えておりま

す。

○中沢伊登子君 その将来の問題ということで、先ほどもちょっと申し上げましたように、保険手

当とか、障害年金とか、国鉄の割引、あるいは所得者というのが私どもの健常体とは違つた立場においては、三つの二くらいしか働けないかもしない。それが半分くらいしか働けないかもしない。あらわれ方として認められるというものにつきましては三分の一を減免してほしい、こういうよ

うないろいろの問題があるわけですね。その被爆者といふのが私どもの健常体とは違つた立場におられますから、同じ一日働いても、私ども八時間労働なら八時間働きますけれども、あの人たちは労働なら八時間働けますけれども、あの人たちはキャップを背負つているわけですから、そういうものをいろいろひくるめて、せっかく生活調査、健康調査の結果がこの秋に出るわけですから、そういう時点に立つて、そこから、そういう御意思がござりますか。もしもそれがないとすれば、暫定的に、県とか市とか、町とかそういうところで、条例で何とかこの人たちにもう少しめたたかい手を伸ばせるような指導ができるのかどうか。

○政府委員(中原龍之助君) ただいま先生の仰せられたこと、そういう問題がいろいろござります。その他にもいろいろ問題があると思いますので、それで、この実態調査の中におきまして、いわゆる生活面の調査というものを加えて、そこで調査の結果をもとにしているこれら対策を立てていただきたい、こうしたことになつておるわけでございます。

○中沢伊登子君 もう原爆病が発病してしまつた、あるいは寝込んでしまつた、あるいは入院をしている、こういうような人は、いまさらどうしようもないと言つたら申しわけないので、そういう方はそういう人で適当な手当がなされているわけですが、それ以上に、いま健常体に見える人たちは、そういう人たちがこれから発病をしないように予防をしてやるような予防医学を徹底させるべきだと思いますけれども、おそらく日本にはまだほんとうに原爆病の専門家といふようなものが、そうたくさんはないようになりますけれども、何とかそういう予防医学を徹底をさしていい

ただきたい、このように思います。そういうのはお考えはございますか。

○政府委員(中原龍之助君) 原爆被爆者につきましての医療、そういう問題につきましては、私ども審議会を持っております。それは患者を認定するという観点が現在おもでございますが、その方面の関連の学者先生方は、この原爆症といふものについての医療、そういう問題につきましては、私どもつづつ集まって研究を発表し、そうして今後のやり方を検討するという形をとつております。ただ、私が今まで聞いていた範囲内の印象をいたしましては、原爆に被爆された方々が他と特に特別な、異常なあらわれ方をするかどうかという問題につきましては、なかなかわからぬ面も多いのでござります。通常その疾病として表にあらわれてくる状態といふものは、ほかの病気とあまり変わらないわけでございます。だから、ほかの病気でもそういう病気はやはりある。原爆の被爆者の方が病気になつたその病気のあらわれ方といふのは、やはりあまり差がない——差がないというのじやない。病気のあらわれ方として、どうも全然別個のものというふうに考えるというようなものは非常に少ないというような症状のあらわれ方であります。したがいまして、こういうものの治療なり予防なりというものにつきましては、やはりそういうような疾病的一つの予防といふ、そういう面に連なつていく公算が非常に多いわけでございます。ただ、私どもいたしましても、被爆したという特別の状態によりまして、何かその状態を除去するような方法が発見できれば、これにまさるものがいわけござりますので、そういう方面にも関心を持ちまして、いろいろな学者の方々にお話しして検討しているわけでございます。

○中沢伊登子君 ちょっとと話が戻りますけれども、さつきの認定基準といふのがありますね。病院に入院してあげるような基準があるわけですね。そういう認定をもう少し緩和するわけにはいかないのでしょうか。

○政府委員(中原龍之助君) その認定を緩和する、緩和しないというのではありませんで、これは原爆に非常に関係が深いのだといふうに疾病のあらわれ方として認められるかどうかととては、認定患者を一休幅広くするかどうかと云ふ問題については、私はなおもっと検討しなければならないことが多いのじやなかろうかと考えております。

○中沢伊登子君 それからもう一つは、今までの過去の病歴調査ということをやつたことがござりますが、原爆を受けてから、たとえ起きよう発病しますね。きょうまでにどういう病気をずっとこの人が繰り返してきてるか、それは被爆をしたためのいろいろな病気か、そういうような病歴を調査したことがございます。

○政府委員(中原龍之助君) 現在一般的にそういう問題につきましては、私どもとしては現在ございません。しかし、患者を認定する場合におきましては、さかのぼりましていわゆる既往歴といふものを全部調べました上で認定をするという形をとつております。

○中沢伊登子君 この間の予算委員会のときもちょっとと例をあげて御質問しましたけれども、遺伝研究を十分P.R.してほしい、あのときも申し上げましたけれども、おふろ屋さんに行つたら、前から入つていた人が、被爆者が来たから原爆病がうつるからと言つて逃げてしまふとか、息子さんが結婚しようと思つても、よく調べて見たら、あの人は終戦時廣島にいたらしい、ひょつとしら被爆しているから、結婚をしたら、そのうち白血病になつて死ぬかもしれない、あるいは子供が生まれたら、それも原爆の遺伝があるのでないかといふうな、何といいますか、考えたらおかしいようなことですけれども、そういうことを言う人があつて、息子はもう遺胎期になつて

いるのにいまだにお嫁さんの来手がない、おふろ屋さんに行つてもみんなに逃げられる、こういうような話があるといふことも、私はあのとき申し上げたわけですが、そこで、何とか遺伝研究といふものを十分PRしてほしい、あの人たちは非常に強く訴えられるわけですが、そういうお考えはございませんでしようか。

○政府委員(中原龍之助君) ただいま先生の仰せられた、結婚のときに差別を受けるとかというようないろいろの問題が現在までございましたので、そういう問題につきましても、どの程度であるかといふことは実態調査をしたわけでございました。そうしてこれは二月の基本調査の発表のときにも発表いたしたわけでございます。確かに御婦人のほうについてはどうもございますが、それから男のほうにつきましては、あまり御婦人ほどではないようでございます。参考までに申し上げますと、この結婚についての差別待遇を受けたことがあるかというような意識の調査でございますが、これは差別を受けたと答えた人は全体の一・六%ございました。特別手帳を持っている者はこれは三・三%，これが一般手帳では一・七%。一般手帳のほうは低くなっています。それから、あの実態調査の際に、全然今まで手帳を持っていないで新たに申請をしてきたダブルの人たちがございます。そういう人たちも調べてみましたところが、その中にやはり一・五%にございました。ふうな数字が出ております。これも現在配偶者別に見ますと、配偶がある、あるいは死別したケース、これでは現在夫婦になっている者二・四%，死別のケースでは一・一%であります。未婚であつて現在なお未婚である、あるいは離別をしたというようなケースは、それより若干高くなっています。四・一%，五・七%，こういう形になつております。年齢的に見ましても、未婚や離婚のケースでは三十歳から三十九歳の年齢層が一番高くなつてゐるといふことがあります。ただいままでのあれでは遺伝的な問題、そのものについてはあまりはつきりしたあれは出

いるのにいまだにお嫁さんの来手がない、おふろ屋さんに行つてもみんなに逃げられる、こういうような話があるといふことも、私はあのとき申し上げたわけですが、そこで、何とか遺伝研究といふものを十分PRしてほしい、あの人たちは非常に強く訴えられるわけですが、そういうお考えはございませんでしようか。

○政府委員(中原龍之助君) ただいま先生の仰せられた、結婚のときに差別を受けるとかといふ

結婚されると、いうことにつきまして、できるだけ支障がないようにいたしたいと思います。

○中沢伊登子君 そこでABCの資料といふものがございますね、原爆傷害調査委員会——ABCの全資料を公開することはできませんか、そしてまた、もしも公開することができるならば、それを公開して原爆症の治療法の前進に役立てるわけにはいきませんですか。

○政府委員(中原龍之助君) ABCが現在長崎とそれから広島にござります。そこは国立の予防衛生研究所にも支所と一緒になつて仕事をしてゐるわけでございまして、そこでやる研究というものは、いわゆる寿命の調査、死亡調査というのがあります。寿命の調査とかいわゆる成人の健康調査あるいは病理学的調査というようなものを対象にいたしております。治療そのものにつきましては、できるだけそつちのお医者さんの方々に

お話しやるとおり、非常

に貴重なもの——と言うとおかしなことですが、

貴重なものには間違ひありません。そこで、それ

の返還につきましては、外務省で検討してもらつておる次第でございます。

○中沢伊登子君 原爆の問題はこれくらいにさし

ていただきます。

○國務大臣(坊秀男君) 次に、坊厚生大臣は、特別養護老人ホーム、あ

あいうところをごらんになつたことがありますか。

○國務大臣(坊秀男君) お話し申しますと、

私が貴重なものには間違ひありません。そこで、それ

の返還につきましては、外務省で検討してもらつておる次第でございます。

○中沢伊登子君 原爆の問題はこれくらいにさし

ていただきます。

人には本を読みに来てほしいとか、うちで花をつくるついで花を持つてほしい、いろいろそういうボランティア活動をわれわれに要求されるわけです。それは私どもやりたいと思います。

お手伝いはしますけれども、そういうことが、人が足りなかつたりなんかすることが、そういう一般の国民の善意にまかされるということは、私はやつぱりこれは考え違いだと思います。そういうところで人手が足りなければ十分人手を補うよう、また、そういう人手はどうしたら集まるか、そういう方面的対策を考えていただけないものでしょうか。それから、その人たちの賃金は一体どれぐらいになつてあるでしょうか。

○政府委員(今村議君) 第一点の、寮母さんでも御老人をおふろに入れるのに非常にたいへんだ。これは重度の身体障害者の場合にも最近一生懸命やっておりますが手押車みたいなものに乗つけてきまして、機械で持ち上げてふろにすうと入れる、そして洗つてあげて、また機械で持ち上げて乗せるというようなのが、重度の身体障害者についてはどんどんやつておりますので、それもふろ場の改造から入りますけれども、そういうようなものも考えられるんではないかといふうなことをいま盛んに研究いたしております。

それから、おっしゃるように、私ども毎年毎年、百名ならば二十名の人といふうなものも要るんだわけありますが、今後ともいまおっしゃるよいうに、たとえば寮母さんばかりじゃなしに、それ以外の、いわゆるおしめをのしたり広げたりといふうな人の定員といふうなものも要るんではないかといふことで検討いたしております。ただ、非常にありがたいことに、各その周辺からいろいろなお手伝いあるんですねが、私ども決してそれでいい気になつて、これでいいんだという気持ちはございません。

それから給与でございますが、四十一年度は、特別養護老人ホームの寮母さんというのと、本俸が二万七千二百円、それから扶養手当といいますか、これが七百十六円、それから暫定手当三千三百

四十円、合計二万九千二百五十六円、こういう予算積算単価で来ておりますが、四十二年度は、昨年の九月に公務員のベースアップがございました。これは職種によつて約六・何%から最高八%くらいまで、違いますけれども、それで上がりまして、本俸が四十二年度は二万九千一百円、それから扶養・暫定・合わせて全部で三万一千三百二十円、こういう予算積算単価でやつております。

○中沢伊登子君 今後ますます老人といふものはふえていくわけです。私どももやがて老人にならなくちゃならないわけですから、そういうこととでござりますから、十分こういう問題に心をとめて遺漏のないようにお願いをしたいと思います。

次に、看護婦さんの問題について質問をさせていただきます。初めに厚生大臣にお伺いをいたしますが、大臣は看護の概念をどう考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) 看護といふものは、私は、医療の、何と申しますか、非常に密接な関係のあるものでございまして、治療のためにはどうしても看護といふものは不可欠の問題である。ことに看護することとともに、これはお医者さんのすることとは別に、その患者を、何と申しますか、快方に向かうようによく精神的な指導といつたようなことも看護の大変な一つの要素である、かのように考えます。

○中沢伊登子君 そうすると、看護婦の役割りといふものはどう考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま申し上げましたような、患者に対してそれを治療していくために重大なる役割りを引き受けているのでござりますから、看護婦さんの仕事といふものは国民医療の上においては非常に重大なる仕事である、かように観念いたします。

護婦不足で重労働をやつておられるわけです。この間稻葉委員の御質問のときに、看護婦さんの問題がだいぶ出たわけですが、いま現在の不足数は大体三万名くらいだろう、こういうふうにお伺いをいたしましたけれども、これを一体どうして補充をなさるか、その対策はどうなつておられますか。

○政府委員(若松栄一君) 養成所における三人とくらいいまで、違いますけれども、それで上がりましておられます。これは職種によつて約六・何%から扶養・暫定・合わせて全部で三万一千三百二十円、これは職種によつて約六・何%から最高八%くらいまで、違いますけれども、それで上がりまして、本俸が四十二年度は二万九千一百円、それから扶養・暫定・合わせて全部で三万一千三百二十円、こういう予算積算単価でやつております。

○中沢伊登子君 今後ますます老人といふものはふえていくわけです。私どももやがて老人にならなくちゃならないわけですから、そういうこととでござりますから、十分こういう問題に心をとめて遺漏のないようにお願いをしたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の不足は最近の医療問題の中の一つの慢性的な状況でござりますが、これが非常に緊急な事態になつてしまつたのは、御承知のように、昭和三十六年、七年ごろに病院争議といふものが、病院ストライキが頻発をいたしました。そのころに、昔は白衣の天使であるとかナイシングールといふうにいわれておりましたものが、いかにも重過酷労働者であるというような印象を与えまして、そのためにはどうしても看護といふものは不可欠の問題である。ことに看護することとともに、これはお医者さんのように考えます。

○中沢伊登子君 最後に、看護婦さんはすき間のしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) 看護といふものは、私は、医療の、何と申しますか、非常に密接な関係のあるものでございまして、治療のためにはどうしても看護といふものは不可欠の問題である。ことに看護することとともに、これはお医者さんのように考えます。

○中沢伊登子君 そうすると、看護婦の役割りといふものはどう考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま申し上げましたような、患者に対してそれを治療していくために重大なる役割りを引き受けているのでござりますから、看護婦さんの仕事といふものは国民医療の上においては非常に重大なる仕事である、かように観念いたします。

護婦不足で重労働をやつておられるわけです。この間稻葉委員の御質問のときに、看護婦さんの問題がだいぶ出たわけですが、いま現在の不足数は大体三万名くらいだろう、こういうふうにお伺いをいたしましたけれども、これを一体どうして補充をなさるか、その対策はどうなつておられますか。

○政府委員(若松栄一君) 養成所における三人といふことは、これはいわゆる専任教員というのももちろんいろいろな教科がござりますので、その教科に必要な方々は、それぞれ非常勤の形で先生をお願いしておるわけであります。

○中沢伊登子君 最後に、看護婦さんはすき間のしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) 看護といふものは、私は、医療の、何と申しますか、非常に密接な関係のあるものでございまして、治療のためにはどうしても看護といふものは不可欠の問題である。ことに看護することとともに、これはお医者さんのように考えます。

○中沢伊登子君 先ほど付添いさんの不足の問題をお伺いをしましたし、付き添いさんが過重労働であるというようなお話をちょっと伺つたわけですが、それから扶養手当といいますか、これが七百十六円、それから暫定手当三千三百

も、今度の出された設置法の中で、看護婦養成所の専任教員増といふのがわざかに三人だけ要望されておられます。これで間に合いますか。

○政府委員(若松栄一君) 養成所における三人といふことは、これはいわゆる専任教員というのももちろんいろいろな教科がござりますので、その教科に必要な方々は、それぞれ非常勤の形で先生をお願いしておるわけであります。

○中沢伊登子君 最後に、看護婦さんはすき間のしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) 看護といふものは、私は、医療の、何と申しますか、非常に密接な関係のあるものでございまして、治療のためにはどうしても看護といふものは不可欠の問題である。ことに看護することとともに、これはお医者さんのように考えます。

○中沢伊登子君 そうすると、看護婦の役割りといふものはどう考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま申し上げましたような、患者に対してそれを治療していくために重大なる役割りを引き受けているのでござりますから、看護婦さんの仕事といふものは国民医療の上においては非常に重大なる仕事である、かように観念いたします。

○中沢伊登子君 先ほど付添いさんの不足の問題をお伺いをしましたし、付き添いさんが過重労働であるというようなお話をちょっと伺つたわけですが、それから扶養手当といいますか、これが七百十六円、それから暫定手当三千三百

容の分析による能率化の研究が、今日ほど切実に要請されるときはないと思われる。こういうようなことから、看護婦さんが一定の場所にとどまつて、いないで、あいている時間にはもうどんどん交替をして、動的に看護婦不足を克服しておる、こういうようなことは、都会の病院とはまた違つて、看護婦さんに来手のないようなそういう山奥の病院では、特に看護婦不足というものがはなはだしい状態にいまとあるわけあります。こういうところにもどうぞ目向けていただきて、いかにいま看護婦さんが過重労働にあえいでいるか。しかも、だんなさんを持つた人が四四名も看護婦の仕事についておる。こういう中で、夜間業務もあるし、いろいろな点で看護婦さんの問題は非常に重大だと思います。相手はいつでも死と対決しているような病人もあることですから、どうか看護婦さんの問題については、せっかく看護課長でいらっしゃる婦人の永野課長さんもいらっしゃることでありますから、看護婦さんの問題は十分心して今後早急に解決していっていただきたい。このように思いますが、永野さんから御意見を伺いたいと思います。

いたきましたから、これを今度私のほうから一度厚生省のはうに差し上げますから、どうぞこれを参考になさっていただきたいと思います。私の質問を終わります。

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

的措置をすみやかに講ずること。
年金給付の算定基礎は退職時の賃金とする
こと。

容の分析による能率化の研究が、今日ほど切実に要請されるときはないと思われる。こういうようなことから、看護婦さんが一定の場所にとどまつていいで、あいている時間にはもうどんどん交替をして、動的に看護婦不足を克服しておる、こういうようなことは、都会の病院とはまた違つ

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

六月九日本委員会に左の案件を付託された。

4 男子の退職一時金と通算年金の選択制を、
とりあえず昭和四十六年五月三十一日まで延
長する二二。

○委員長(豊田雅孝君) 速記を起こして。
本日はこの程度にいたし、散会いたします。
午後五時十七分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のところ付託日は三月十八日)

審査のための作業は二月十六日)

一、農林省設置法の一部を改正する法律案
一、労働省設置法の一部を改正する法律案

卷之三

小字及び一は衆議院修正の部分

附 則

法務省設置法の一部を改正する法律案

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行
公布の日

る。ただし、別表三の改正規定並びに別表五河

少年院の項及び人吉農芸学院の項の改正規定は公布の日から施行する。

卷之三

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則 農林省設置法の一部を改正する法律案

一 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行
公布の日

ある。

THE JOURNAL OF CLIMATE

労働省設置法の一部を改正する法律案

附 則
(施行期日)

第一編 内閣委員会會議録第十六号

昭和四十二年六月十三日

○ 佐藤光
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三三三号 昭和四十二年五月三十一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市袴塚町二、一〇四
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三三三号 昭和四十二年五月三十一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市袴塚町二、一〇四
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七九号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市深田台七四 片倉進
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七九号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 山梨県甲府市大里町一、三三八
紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七九号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 新潟県上越市木ノ下一三 新野義
紹介議員 山崎 留君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七六号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 札幌市南二十九条西二〇丁目 中川 三信
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七九号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市木ノ下一三 新野義
紹介議員 山崎 留君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七七号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡久喜町久喜新三九
紹介議員 龜田 得治君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七九号 昭和四十二年六月一日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願
請願者 茨城県水戸市細谷本郷町一六三
紹介議員 古谷野芳郎
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一三七八号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

第一四〇〇号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。

旧軍人恩給に関する請願
請願者 茨城県水戸市新原町三、〇七六茨
城県軍恩連盟内 佐藤文蔵
紹介議員 郡祐一君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一三七九号 昭和四十二年六月一日受理
公務員の共済組合制度改善に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市深田台七四 片倉進
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一三三一号と同じである。